

FIM トライアル規則

2018 年版

作成日 2018 年 3 月 6 日

FIM トライアル規則

一般規約および条件	1
用語、略称及び定義	2
略称	2
1. FIM トライアル世界選手権及びプライズイベント	5
1. 2 FIM世界選手権及びプライズイベント	5
1. 3 イベント	6
1. 4 イベントのフォーマット	7
1. 5 FIM 選手権及びプライズの基準	8
2. エントリー、ライダーおよびチーム	11
2. 1 大会特別規則	11
2. 2 エントリーの受理	12
2. 3 ライダーライセンス	17
2. 4 ライダーの年齢	17
2. 5 エントリー料金	18
2. 6 登録アシスタント	18
2. 7 イベントへの不参加	18
2. 8 ライダーの服装	19
2. 9 ライダー/アシスタント/チームメンバー/ モーターサイクルピブ装着者のウェア	20
2. 10 ライダーの行動及び援助	21
2. 11 アシスタント	24
2. 12 「マニファクチャラー」チームマネージャー 及び「TDN」チームマネージャー	27
2. 13 FIM トライアルチーム	30
3. 車両、クラス及びその他仕様	31
3. 1 車両とカテゴリー	31
3. 2 ライダーのナンバー	32
4. オフィシャル及びその手順	33
4. 1 総論	33
4. 2 司法	33
4. 3 FIM ライセンスを所持するオフィシャル	33

4. 4	Trial GP ミーティング	34
4. 5	FIM 及び主催国協会 (FMNR) スチュワードパネル	35
4. 6	FIM スチュワード	36
4. 7	FIM スチュワードパネルミーティング	36
4. 8	レースディレクション	37
4. 9	FIM レースディレクター	39
4. 10	主催国協会 (FMNR) 競技監督	42
4. 11	セクションのための FIM テクニカルセクションアドバイザー (CTRS)	44
4. 12	レースディレクションミーティング	45
4. 13	決定の発行	46
4. 14	ミーティング議事録	47
4. 15	FIM パーマネントテクニカルディレクター	47
4. 16	主催国協会 (FMNR) 車検長	48
4. 17	タイムキーパー	48
4. 18	環境スチュワード	49
4. 19	チーフセクションオブザーバー	49
4. 20	FMN 代表	50
4. 21	CTR (FIM トライアル委員会) 代表	51
5.	大会の運営	51
5. 1	Trial GP プレミーティング	51
5. 2	パドックアクセス	52
5. 3	受付管理	52
5. 4	車検	53
5. 4. 1	代替え燃料	54
5. 4. 2	燃料補給	54
5. 5	プラクティス/ウォームアップ	55
5. 6	セクション下見	56
5. 7	コース査察	56
5. 8	チーフセクションオブザーバーとのブリーフィング	56
5. 9	ライダーとのブリーフィング	57
5. 10	オートグラフセッション (サイン会)	58
5. 11	プレゼンテーション (選手紹介)	58
5. 12	クオリフィケーション	58
5. 12. 1	クオリフィケーション (予選) の運営	58

5. 12. 2	クオリフィケーション（予選）ランキング	60
5. 12. 3	結果に対するポイント	61
5. 12. 4	クオリフィケーション（予選）におけるタイ	62
5. 13	コース	63
5. 13. 1	距離	63
5. 13. 2	コースマーキング	64
5. 14	セクション	64
5. 14. 1	安全確保とセクションのレベル	66
5. 14. 2	セクションの数	66
5. 14. 3	セクションの修正またはキャンセル	66
5. 14. 4	セクションにおけるオブザベーション	67
5. 14. 5	セクションコリドー	68
5. 14. 6	セクションエンクロージャー/チームエンクロージャー	69
5. 15	タイムコントロール及び持ち時間（タイムアロウンス）	69
5. 15. 1	タイムコントロール	69
5. 15. 2	個人の持ち時間（タイムアロウンス）	70
5. 16	大会からの離脱	70
5. 17	スタートの間隔	70
5. 18	競技のスタート順	71
5. 19	ペナルティーポイント	72
5. 19. 1	タイムコントロール（TC）におけるペナルティーポイント	72
5. 19. 2	フォルトに関するペナルティーポイント	72
5. 19. 2. 1	セクションエリア内におけるフォルト に関するペナルティーポイント	72
5. 19. 2. 2	トライ中におけるセクション内でのフォルト に関するペナルティー	73
5. 20	イエローカード	75
5. 21	失格	76
5. 22	ライダー及び/またはアシスタント及び/またはチームマネージャー に対する金銭的ペナルティー	77
5. 23	ライダー及び/またはアシスタント、チームマネージャー に対する金銭的ペナルティー	78
5. 21	ピブ装着者に対するペナルティー	85
5. 24	イベント終了前の中止	79
5. 25	スコアシステム	79
5. 25. 1	スコアシステム — バックアップ	80

5. 26	競技結果	81
5. 26. 1	予選終了時点でのタイ	82
5. 27	賞	83
5. 28	競技結果に対するポイント	83
5. 29	最終選手権順位	83
5. 29. 1	選手権終了時点でのタイ	84
5. 30	表彰式、および一般向けインタビュー	84
5. 31	抗議及び控訴	85
	基準大会特別規則	86

一般規約および条件

FIM トライアル世界選手権に参加するすべてのライダー、チーム関係者、オフィシャル、主催者及び関係者全ては、自ら、および自らの雇用人、代理人に、下記の当該年規則の条項並びに追加及び訂正事項（FIM 規則と総称する）を遵守させる義務がある：

1. FIM スポーツ規則
2. FIM トライアル規則
3. FIM トライアル技術規則
4. FIM 規律及び裁定規定
5. FIM 環境コード
6. FIM メディカルコード
7. FIM アンチドーピングコード
8. FIM 年鑑
9. FIM オーガナイザーマニュアル
10. FIM 倫理規定

この規則は、さまざまな言語に翻訳される可能性があるが、解釈に関して論議が生じた場合には、公式の英語版規則が優先される。

自らのエントリーに関係する人物全員に、規則の条件を保守させるのがチームの責任である。規則を遵守することは、ライダー、あるいはイベントにマシンを出場させる他の者とチームの合同かつ個別の責任である。

エントリーしているマシンと何らかの形で関係する者、あるいはパドック、ピット、ピットレーン、またはコースにいる者は、全員がイベントの間、常時適切なパスを身に着けていなくてはならない。

責任あるオフィシャルによって、FIM 規則に反する行為に関する判断、スポーツマンらしからぬ言動やスポーツ全般的または当該大会自体の利益を損なうと判断される場合、規律及び裁定規定に規定されている罰則の対象となる。

上記規則は下記にて入手可能である

<http://www.fim-live.com>

用語、略称及び定義

略称

TDN：	トライアル・デ・ナシオン
WTDN：	ウィメンズトライアル・デ・ナシオン
WTWC：	ウィメンズトライアル世界選手権
アシスタント：	あるライダー個人を支援するためのライセンスを所持する人員。各アシスタントは、大会期間中当該アシスタントに関して責任を有するライダー個人によって選任され、登録される。 ライダー援助の為にコース内のライダーに追従し、規則に明記された事例時に安全を図るライセンスを所持する人物
クローズトサーキット：	ライダーが完全なコース（パドックから全セクション間の往復）またはテストエリアに公道を使用せず（地元警察や行政によって一般公道を閉鎖されていない場合）に到達できる会場を表す。
コンペティション（競技会）：	1日または2日の競技会活動
イベント（大会）：	1日または2日に亘る予選及び1日または2日間の競技会。
仮想のライン：	各カテゴリーのゲートの両側、セクションスタート及びセクションエンドを表す2つのサインの間にある想像上のライン
不可抗力：	外的要因及び遂行しなければならない義務を果たすことが不可能となる予測かつ克服不可能な出来事
ゲート：	同じ仕様の2つ横に並んだサイン（スタート及びエンド）、または同じ色の2つのアローの間でそれぞれ反

対側に配置され、ライダーはその間をとらなければならない。

- ゲートの通過： ホイールのトラックがゲート間の仮想ラインを通過すること
- ブラクティス： 事前にタイムテーブルに設定され、競技会前にライダーにマシンのテスト及びセットアップまたはブラクティスエリアの自然の地形に慣れるために与えられる時間
- プロモーター： FIM 選手権及び/またはプライズイベントに関する運営面及び/またはコマーシャル権を所持する契約代理人
- 予選（クオリフィケーション）：
~~競技初日前日に行われる行為。予選はクラス毎に行われ、ペナルティーポイント及び時間は、スタート順に関してのみ適用される。~~
クオリフィケーション1及び2は、クラス別に開催され、各ライダーのスタート順を決定するためのペナルティーポイント及びタイムが計測される。各クラスのクオリフィケーション2における上位3名には選手権ポイントも与えられる。
- 軌跡のリトレース： 車両のホイールがその軌跡を横切るか、完全なループ後に他方のホイールの軌跡を横切ること。
- 事実の証明： スポーツ規則違反が当該大会のオフィシャルによって認められた場合、事実の証明がなされたこととされる。事実の証明は、規則に罰則が明記された違反の事実に基づく客観的に確認された事実からなるものである。
- ホイールの軌跡： 視認出来る出来ないに関わらず、また地面に設置しているいないに関わらずホイールのとおる軌跡

セクション下見：	特定条件下において、資格のある人物が競技会初日の前日にコース及びセクション内に入ることを許されること。ライダーのみがセクション内に立ち入ることが認められる。
ウォームアップ	ライダーが競技スタートする前にウォームアップエリアにおいて自分自信及びマシンのウォームアップとして与えられる時間

1. FIMトライアル世界選手権及びプライズイベント

1. 1 トライアルの定義

1. トライアルとは、競技結果に基づきライダーの技量及び規則性を競うものである。
2. セクションはコース内に含まれ、一部または全部において時間を設定され、ライダーの技量といかに障害を乗り越えるかを観察され、評価される場所である。各ライダーの目標はいかに少ないペナルティーとするかとされる。
3. コースにはクロスカントリー（生活道路、小路、山道等）が含まれる場合がある。

1. 2 FIM世界選手権及びプライズイベント

1. 毎年、FIMはFIMトライアル世界選手権及びプライズイベントを開催する。
2. FIMトライアル世界選手権及びプライズイベントは、FIM規則、スポーツコード第30章「FIM世界選手権及びプライズイベント」に準拠して開催される。
3. FIMトライアル世界選手権またはFIMプライズとされるイベントは全ての広告、大会に関連する全ての書類、大会名に明記されていなければならない。

1. 2への追記

1. 2 TrialGP-FIMトライアルGP世界選手権

4. ライダーのためのFIMトライアル世界選手権 TrialGP 及び Trial 2 とする。
 - a) FIM トライアル世界選手権
 - b) FIM トライアル2世界選手権
 - c) トライアルマニファクチャラーのためのFIM世界選手権
5. FIMトライアルマニファクチャラー世界選手権として成績を得るには、当該年のTrialGP カテゴリーでポイントを獲得しなければならない。事項 1.5 及び ~~5.285.24~~ 参照。

1. 2 WTWC -FIMウィメンズトライアル世界選手権

6. 女性ライダーのためのFIMウィメンズトライアル世界選手権とする。
7. これらイベントはトライアル世界選手権に併催されるか、別で開催される。

1. 2 FIMトライアル125世界選手権

8. このイベントはトライアル世界選手権イベントに統合される。

1. 2 TDN-FIMトライアル・デ・ナシオン

9. トライアル・デ・ナシオンは、各国協会により選抜された男性チームによる世界選手権とする。

1. 2 WTDN-FIMウィメンズトライアル・デ・ナシオン

10. 各国協会により選抜された女性チームによる国別世界選手権とする。

1. 2 Trial2ウィメン-FIMウィメンズトライアル2ワールドカップ

11. 女性ライダーのための個人FIMトライアルワールドカップとする。

12. これらイベントはトライアル世界選手権に併催されるかもしくは別に開催される。

1. 2 TDN-IT-FIMトライアル・デ・ナシオン-インターナショナルトロフィー

13. 国別インターナショナルトロフィーとは、男性チームのためのFIMプライズとする。

14. トライアル・デ・ナシオン大会に併催される。

15. 異なるセクションのマーキングが含まれる。

1. 2 Trial E-FIMトライアルEカップ

16. FIMトライアル世界選手権イベントに1戦のみ併催される。

17. 使用するセクションはTrial 125と同じとする。

18. 電動エンジンを搭載している車両のみが使用されることが認められる。

1. 3 イベント

1. FIMトライアル世界選手権及びプライズはカレンダー申請されなければならない。

2. これらイベントはFIMによって承認されたFIM規則に準拠した（FIMトライアルオーガナイザー基準）サーキットで開催されなければならない。

3. 会場は、オーガナイザーイベントマニュアルに明記された要件に従って、主催国協会代表とともにCTRメンバーまたは専門家によって査察され、公認されなければならない。
4. 如何なるイベントも、オーガナイザーが必要とされる法的許可を得るまでは開催する事が出来ない。
5. オーガナイザーは、FIM 並びにプロモーターの協力の元、イベントの安全、円滑かつ効率的な運営のための設備及び人員を提供する責任を有する。
6. 第三者保険は、スポーツコード事項 110.1, 2 に準拠していなければならない。FIM 世界選手権及びプライズイベントは契約 FIM プロモーターとのパートナーシップによって開催される。
7. 大会の開始は予定されたセクション査察及びその後続く車検及び受付業務時点で始まり、以下が完了した時点で終了とされる。
 - a) レースディレクションにより最終結果が承認された時点
 - b) 抗議・控訴等全ての提出時間が経過した時点； 及び
 - c) 車検、スポーツ及びアンチドーピングコントロールが完了した時点
8. 抗議が提出された場合、レースディレクションによる裁定が下るまで正式結果とはならない。
9. レースディレクションの裁定に対する控訴が提出された場合、FIM スチュワードパネルの裁定が下るまで正式結果とはならない。
10. 全てのオフィシャル、マーシャル、メディカルスタッフは、抗議・控訴時間の終了時点までレースディレクション及び/またはFIM スチュワードパネルに対して協力するために会場に残っていなければならない。

1. 4 イベントのフォーマット

1. FIM トライアル世界選手権及びFIM プライズの対象となるイベントには下記が含まれる。
 - ~~大会開始時競技会前日の車検及び受付~~
 - ~~競技会初日の前日に設けられるプラクティス及びセクション下見~~
 - プラクティス

- クオリフィケーション（予選） 1
- クオリフィケーション（予選）2では、各クラスの上位3名に選手権ポイントが加算される
- 1日または2日間独立して開催され、選手権ポイント及び賞典も別に与えられる。
- 表彰式も各日開催される。

1. 4への追記

1. 4 TDN-FIMトライアル・デ・ナシオン

2. トライアル・デ・ナシオンの対象となるイベントには以下が含まれる。
 - 開会式
 - ~~競技会前日の受付及び車検、そしてその後続くプラクティス及びセクション下見~~
 - セクション下見
 - プラクティス
 - 予選
 - 競技会開催日
 - FIM トライアル・デ・ナシオン及びFIM インターナショナルトロフィー・オブ・ネーションズの表彰式

1. 4 WTDN-FIMウィメンズトライアル・デ・ナシオン

3. ウィメンズトライアル・デ・ナシオン（トライアル・デ・ナシオンと同一日となる場合がある）の対象となるイベントには下記が含まれる。
 - 開会式
 - ~~競技会前日の受付及び車検、そしてその後続くプラクティス及びセクション下見~~
 - セクション下見
 - 予選
 - 競技会開催日
 - FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオンの表彰式

1. 5 FIM選手権及びプライズの基準

1. FIM世界選手権として開催される全てのイベントが考慮される。
2. FIM世界選手権またはFIMプライズの順位は全ての抗議時間を経過し、提出された抗議に裁定が下り、また、法廷等の最終決定が下るまで最終順位とはされない。

- 3 選手権として有効となるためには、最低予定された大会数の半分+1 戦が開催され、承認されなければならない。
- 4 全てのFIM世界チャンピオンはFIM表彰式典「FIM アワード」に出席しなければならない。

1. 5への追記

1. 5 TrialGP-FIMトライアル世界選手権

5. FIM世界選手権において、完走や出場した回数に関係なく、より多くのポイントを獲得したライダーが優勝者となる。

1. 5 Trial2 -FIMトライアル2世界選手権

6. FIM トライアル2世界選手権において、完走や出場した回数に関係なく、より多くのポイントを獲得したライダーが優勝者となる。

1. 5 Trial125-FIMトライアル125世界選手権

7. FIMトライアル125世界選手権の優勝者は、参加した大会数または完走した大会数に関わらず、FIMトライアル125世界選手権において最も多くポイントを獲得したライダーとする。
8. 125クラスは、クローズドサーキットで開催されなければならない。

1. 5 FIMトライアルマニファクチャラー世界選手権

9. 参加する各マニファクチャラーは、FIM マニファクチャラーライセンスを所持していなければならない。ポイントは、マニファクチャラーを代表するトライアルGPライダー及びトライアル2のライダーに与えられ、事項5.27に準拠し、当該大会の対象クラス7に準拠した最も良い成績に与えられる。競技会の各日の両ライダーのポイントは、最終順位にも考慮される。

~~FIMマニファクチャラーの世界選手権ポイントは、TrialGP及びTrial2にライダーを指名したFIMライセンスを所持するFIMマニファクチャラーのみ対象とされる。指名したライダーが、トライアル世界選手権の各大会において獲得したが最終順位とされる。~~

10. FIM マニファクチャラーの世界選手権ポイントに関して同点が生じた場合、ライダーチャンピオンを決定するためのものと同じ条件が適用される。

11. ライダーが異なるマニュファクチャラーのマシンで参加した場合、最も多くポイントを獲得したマシンメーカーが最終ランキングに掲載される。しかし、FIM マニュファクチャラー選手権ポイントの計算方法は変更されない。

1. 5 WTWC-FIM ウィメンズトライアル世界選手権

12. FIM TrialGP ウィメンズ世界選手権においては、完走や出場した回数に関係なく、FIM TrialGP ウィメンズ世界選手権において最もポイントを獲得したライダーが優勝者となる。
13. ウィメンズテゴリーは、クローズトサーキットで開催されなければならない。

1. 5 Trial2 Women-FIM ウィメンズ Trial2 ワールドカップ

14. FIM ウィメンズ Trial2 ワールドカップにおいては、完走や出場した回数に関係なく、FIM ウィメンズ Trial2 ワールドカップにおいて最もポイントを獲得したライダーが優勝者となる。
15. ウィメンズテゴリーは、クローズトサーキットで開催されなければならない。

1. 5 TDN/WTDN/TDN-IT – FIM トライアル・デ・ナシオン/FIM ウィメンズ ストライアル・デ・ナシオン/TDN-インターナショナルトロフィー

16. これら選手権は1日または2日開催とする。~~同日もしくは別の日に開催される。~~
FIM 及びプロモーターは、競技会フォーマットを会場に合わせて決定する権限を有する。TDN 競技会の日数及びタイムテーブルの詳細は各シーズン前に発表される。
17. 各国協会（FMN）のみがチームライダーを選抜できる。
18. チームは3名のライダーで構成される。
19. 事項 2.2 「TDN への追記」に基づき、2名のライダーで構成するチームも認められる。
20. 成績を得るためには、最低2名のライダーが競技を終了しなければならない。
21. 各チーム、各セクションにおける上位2名のライダーのポイントにより順位が決定される。

22. チームのメンバーは、その国のパスポートを所持するとともに、その国の発行するライセンスを所持していなければならない。

1. 5 Trial-E-FIMトライアル-E カップ

23. FIM Trial-E カップにおいて最もポイントを獲得したライダーが、FIM トライアル-E カップの優勝者となる。

2. エントリー、ライダーおよびチーム

2. 1 大会特別規則

1. 大会特別規則（SR）にはスポーツコード、附則に付随する全ての追加規則並びに環境、メディカルおよびアンチドーピングおよび特にイベントに関連する条項が含まれていなければならない。いかなる場合も FIM 規則を変更するものであってはならない。
2. 大会特別規則は、FIM/CTR の設定した基準に準拠して書かれていなければならない。
3. 大会特別規則は、FIM の2つの公式言語で書かれ、主催国協会（FMNR）および FIM の承認を受けていなければならない。
4. 大会の最低 2 ヶ月前までにエレクトロニック暫定版コピーが FIM の承認を受けるために FIM 執行事務局に送付されなければならない。FIM チーフスチュワードおよび FIM レースディレクターによって承認されなければならない。
5. FIM の承認後、主催国協会およびオーガナイザーは、大会特別規則を関連ウェブサイトに掲載しなければならない。FIM ウェブサイトは www.fin-live.com
6. 大会時、大会特別規則はレースディレクション並びに FIM スチュワードパネルの承認を受けなければならない。
7. FIM または主催国協会によって承認された以降、またエントリー開始以降は、大会特別規則の変更はなされてはならない。
8. しかし、特例的な状況の場合、大会特別規則の改定が認められる場合がある。

- 9 大会特別規則の改定は FIM またはレースディレクションおよび FIM スチュワードパネルによって承認されなければならない、その後、該当する者に配布される。

2. 2 エントリーの受理

~~1. ライダーは、1つのカテゴリーにのみエントリーすることができる。~~

1. 全てのイベントは FIM 世界選手権の対象となる。
2. 世界選手権またはプライズにエントリーするためにライダーは下記を必要とされる。
 - a) ライダーセレクション基準を満たしていなければならない。
 - b) 適切な FIM トライアル世界選手権またはプライズイベントライセンス所持者
(事項 2.4 ライダーの年齢参照)
 - c) 各国協会の承認を得ていなければならない
 - d) 大会のエントリー締め切りまでにエントリーしていること
 - e) トライアル規則及びその他 FIM コード及び規則に準拠すること
- 3 全てのエントリーは、大会の 7 日～14 日前までに行われなければならない、エントリー期日に遅れた場合、例外なく 50 ユーロの遅延料が発生する。
~~エントリーの締め切りは、選手権の数か月前までに発表される。~~
4. 全てのエントリーは、例外なく大会の 7 日前に締め切られる。
5. 全てのエントリーは www.trialgp-registration.com を介して行われなければならない。
- 6 各大会ともに、エントリー締め切り後 72 時間以内にエントリーライダーのリストが公表される。
- 7 一度エントリーした内容の変更は、FIM/プロモーターに要望が提出されなければならない。双方の同意があって初めて変更が認められる。
- 8 ライダーは各大会一つのクラスでのみ競技することが出来る。ライダーのクラス変更は、FIM/プロモーターに要望を提出しなければならない。双方の同意があった場合のみクラス変更が認められる。

2.2 の追記

ライダーセレクション基準は下記のとおりとする。

2.2 TrialGP-FIM トライアル世界選手権

- 9 TrialGP は各大会最大 20 名まで、~~または FIM/プロモーターの定める数とする。~~
FIM/プロモーターは海外（ヨーロッパ以外）でのイベントに関する最大 3 枚のワイルドカードを選抜する権限を有する。
- 10 前シーズンの TrialGP の上位 10 名が選手権に年間エントリーする場合、彼らは事前選抜される。
- 11 前年の Trial2 の優勝者が選手権の年間エントリーを行う場合、事前選抜される。
- 12 FIM/プロモーターにより選抜されたライダーで、年間エントリーを行う場合、事前選抜される。
- 13 残りのエントリー枠については大会毎に FIM/プロモーターによって決定される。

2.2 Trial2-FIM Trial2 世界選手権

- 14 Trial2 クラスは、各大会最大 35 名または FIM/プロモーターが定める数のエントリーが認められる。
- 15 前年の Trial2 における上位 15 名は、年間エントリーをする場合、事前選抜される。
- 16 Trial125 の前年の優勝者が年間エントリーする場合、事前選抜される。
- 17 前年の TrialGP でのポイント獲得者で、TrialGP の事前選抜ライダーに含まれていない場合ライダーが年間エントリーする場合は事前選抜される。
- 18 TrialGP 事前選抜ライダーが FIM/プロモーターに要望し受理された場合で、年間エントリーする場合は、事前選抜される。
- 19 残りのライダーは、年間エントリーする場合、FIM/プロモーターによって選抜される。
- 20 残りのエントリー枠については、大会毎に FIM/プロモーターによって決定される。

2.2 Trial 125-FIM Trial 125 ワールドカップ

- 2 1 Trial 125 クラスは、各大会最大 25 名のエントリーが認められる。
- 2 2 前年の Trial 125 における上位 15 名は、年間エントリーをする場合、事前選抜される。
- 2 3 残りのライダーは、年間エントリーする場合、FIM/プロモーターによって選抜される。
- 2 4 残りのエントリー枠については、大会毎に FIM/プロモーターによって決定される。

2.2 Trial GP Women-FIM ウィメンズトライアル世界選手権

- 2 5 Trial GP ウィメンズは、各大会最大 20 名または FIM/プロモーターの定める数のエントリーが認められる。
FIM/プロモーターは海外（ヨーロッパ以外）でのイベントに関する最大 3 枚のワイルドカードを選抜する権限を有する。
- 2 6 前年の FIM ウィメンズトライアル世界選手権における上位 10 名は、年間エントリーをする場合、事前選抜される。
- 2 7 2018 年より、前年の Trial2 ウィメンズの勝者が年間エントリーをする場合、事前選抜される。
- 2 8 FIM/プロモーターにより選抜されたライダーで、年間エントリーを行う場合、事前選抜される。
- 2 9 残りのエントリー枠については大会毎に FIM/プロモーターによって決定される。

2.2 Trial 2 ウィメン-FIM ウィメンズ Trial 2 ワールドカップ

- 3 0 Trial2 ウィメンは、各大会最大 35 名または FIM/プロモーターの定める数のエントリーが認められる。
- 3 1 前年の Trial2 における上位 10 名のライダーが年間エントリーを行う場合、事前選抜される。
~~2016 年 FIM ウィメンズトライアル世界選手権参加者で年間エントリーをする場合、事前選抜される。もし、35 台を超えた場合、FIM/プロモーターがライダーを決定する。~~

- 32 TrialGP ウィメンにおける前年のポイント獲得者、非獲得者、TrialGP ウィメンの事前選抜ライダーが年間エントリーを行う場合、事前選抜される。
~~残りのライダーは、年間エントリーする場合、FIM/プロモーターによって選抜される。~~
- 33 TrialGP ウィメンの事前選抜ライダーで、FIM/プロモーターにより要望が認められ、年間エントリーを行う場合、事前選抜される。
- 34 残りのエントリー枠については、大会毎にFIM/プロモーターによって決定される。
- 35 残りのエントリーの可否は、FIM/プロモーターによって大会毎に決定される。

2.2 Trial-E – FIMトライアルEカップ

- 36 大会が最低 5 台のエントリーとするため、エントリーは遅くとも選手権開始 60 日前までに行なわれなければならない。
- 37 トライアルEの各大会の最大エントリー数は25台とするが、FIM/プロモーターの決定による。
~~FIM/プロモーターが、最大エントリー数を決定する。~~

2.2 TDN – FIMトライアル・デ・ナシオン

- 38 エントリーは大会の最低 60 日前までに要望されていないなければならない。大会の60日～30日前までのエントリーは受理されるが、金銭ペナルティーの対象とされる。受付は大会の30日前で締め切られる。この期日を超える如何なる例外も認められない。
~~エントリーの手順は、大会の2か月前に始まり、30日前に締め切られる。~~
- 39 エントリーは、当該ライダーの所属する協会から www.trialgp-registration.com に規定されているオンラインエントリー用紙を用いて提出されなければならない。
- 40 各国協会は、世界選手権またはインターナショナルトロフィーに男性による1つのナショナルチームと女性による1つのチームをエントリーすることが得きる。
- 41 各チームは、ライダー3名で構成される。

- 4.2 前年のFIMトライアル・デ・ナシオン世界選手権順位から選抜された上位5チーム及び参加を希望する全チームが世界選手権グループとして認められる。その他のチームはインターナショナルトロフィーグループを構成する。CTRビューローはチームの要請並びにグループ構成に関する最終決定権を有する。
- 4.3 ライダー2名によるチームも参加することはできるが、ライダーの少ない理由とともにCTRおよび/またはレースディレクションおよび/またはFIMスチュワードパネルの承認を必要とされる。そのようなチームの順位は事項5.25に準拠する。
- 4.4 いかなる場合も1名のライダーによるチームは認められない。
- 4.5 各国協会のみがライダーを選考することができる。
- 4.6 FIM/プロモーター~~執行事務局~~がエントリーチーム/ライダーのリストを発行する。
- 4.7 エントリー締め切り以降、ナショナルチームは負傷または病気の場合に限りライダーを変換することが認められる。CTRビューローが変更を認めるかどうか判断を下す。当該FMNは大会前に診断書をCTRに提出しなければならない。
~~ライダーの変更は、レースディレクションによってのみ認められる。~~
- 4.8 大会期間中、ナショナルチームは負傷または病気の場合に限り、ライダーを変更することが認められる。レースディレクションが変更を認めるかどうか判断を下す。当該FMNは大会前に診断書をCTRに提出しなければならない。

2.3 ライダーライセンス

1. ライダーは、FIM方針に準拠し、FIMトライアル世界選手権に出場する場合には有効なFIMトライアル世界選手権ライセンス所持者でなければならない。

2.4 ライダーの年齢

1. FIMトライアル世界選手権およびFIMプライズイベントに参加する全てのライダーは、当該大会受付時に、下記年齢に達していなければならない。
2. FIMトライアル世界選手権ライセンスは下記に記す最低年齢に達した時点で発行される。

a) FIMトライアル世界選手権、TrialGP/trial2:	16歳
b) FIMウィメンズトライアル世界選手権、TrialGPウィメン:	16 14歳
c) FIMトライアル125cc世界選手権:	14歳から21歳

d) FIM ウィメンズトライアル2ワールドカップ :	14 歳
e) FIM トライアル 125 カップ :	14 歳から 18 歳
e) FIM トライアル・デ・ナシオン : 世界選手権	16 歳
f) FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン :	14 歳
g) FIM トライアル・デ・ナシオン : インターナショナルトロフィー	14 歳
h) FIM トライアル-E カップ :	14 歳

3. 最低年齢の基準はライダーの誕生日とし、最高年齢は、当該ライダーが最高年齢に達する年の年末までとする。
4. ライダーの参加は、事項 3.1- モーターサイクルとカテゴリーに準拠することが条件とされる。

2. 5 エントリー料金

全てのエントリー料金は、オンラインエントリーシステム www.trialgp-registration.com 内に記載される。

2. 6 登録アシスタント

1. 各ライダーは、1 名のアシスタントを同行することができる。
2. トライアルアシスタントは最低 18 歳以上とし、適切な FIM トライアルアシスタント、FIM トライアル世界選手権、FIM トライアルプライズまたは FIM インターナショナルライセンス所持者でなければならない。自国開催の場合、自国のトライアルライセンスが有効とされる。
- 3 受付後に負傷または病気となった場合、レースディレクションはアシスタントの変更を認める場合がある。

2. 6 の追記

2. 6 TDN&WTDN FIM トライアル・デ・ナシオン及び FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン

4. 各国協会には、最大 2 名までのアシスタントが認められる。このアシスタントは男性及び女性チームで同一でなければならない。負傷または診断書を伴う疾病その他不可抗力の場合、レースディレクションはアシスタントの変更を認めることができる。

5. しかし、FIM トライアル・デ・ナシオンと FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオンが同日に開催される場合、各国の代表チームそれぞれチームに 2 名のアシスタントが認められる。このアシスタントは、どちらか一方のチームに任命・登録され、他方のチームの支援をすることは出来ない。

2. 7 イベントへの不参加

1. FIM トライアル世界選手権イベントにエントリーしたライダーまたは参加できないライダーは FIM 規則の規制対象となる。
2. 当該ライダーの協会は、FIM 及び欠場する大会のオーガナイザーにイベントのスタート 24 時間前までに連絡しなくてはならない。また、受理しがたい理由の場合、5.20 に記載される金銭ペナルティーの対象とされる。
3. FIM、プロモーター及びオーガナイザーに対し、大会スタートの最低 24 時間前までに連絡しなかったまたは納得いく理由でない 1 大会ライダーの所属 FMN には事項 5.20 金銭ペナルティーの基、ペナルティーの対象とされる。
4. イベント会場にいるもののクォリフィケーション(予選)及び/またはレース及び/または大会会場から立ち去る場合、レースディレクションに不参加の理由を報告しなければならない。不参加の理由が納得のいくものでない場合、当該ライダーには事項 50.2 金銭ペナルティーに基づくペナルティーの対象とされる。
5. レースディレクションの報告書を受けて、FIM 事務局長は当該ライダーの所属協会に不出場の理由を尋ねる書面を送付する。回答は遅くとも 15 日以内に送られ、ペナルティーに関する決定が出される。金銭ペナルティー(事項 5.20)を科されたライダーにはそのペナルティーが確定する。

2. 8 ライダーの服装

1. 適切な保護を得るためのウェアの選択は各ライダーの責任による。
2. ウェアは義務とし、FIM 技術規則及び FIM トライアル規則に準拠していなければならない。
3. 以下は含まれるが規制はされない。
ヘルメット、ブーツ、グローブ、ワンピーススーツやロングスリーブ、ロングパンツ等のプロテクティブウェア

4. コース上、プラクティス、ウォームアップ、セクション内及びマシンに乗車している時は常に着用、装着していなければならない
5. ヘルメットは、FIM 規則に規定されている国際規格のどれか一つのマークがなければならない。
6. FIM 規則に準拠したチェスト（胸部）及びバックプロテクションは強く推奨とされる。
7. 肘、膝のプロテクションも推奨される。
8. コース上で乗車する際は、アイプロテクションが推奨される。
9. FIM 公認製品であっても、その製品自体およびマニュファクチャラーを保障するものではない。
10. ライダーは、デザイングラフィックガイドラインに従って FIM 選手権ロゴをウェアにプリントすることができる。

2. 8の追記

2. 8 TDN-トライアル・デ・ナシオン

- 1.1 同じチームに所属するライダーは全員同じカラーのヘルメットでなければならず、総合的なカラースキーム、国旗の色、線またはその他デザインもまた同じものとする。
- 1.2 チームは、プロモーターによるグラフィックチャートに従い、ナショナルジャージをプリントしなければならない。

2. 9 ライダー/アシスタント/チームメンバー/モーターサイクルピブ装着者のウェア

1. ライダー、アシスタント、マニュファクチャラーチームマネージャー、~~チームメンバー~~及びモーターサイクルピブ装着者は、清潔かつ小奇麗な服装でなければならない。
2. 適切な服装で適切なクレデンシャルを提示するもののみ規制エリアに入ることが認められる。

3. 不適切な服装は、パドック及び規制エリア内で禁止される。
4. ライダーは、ライディングシャツまたはスーツの前部及び背部にナンバーを入れるスペースを確保しなければならない。
5. ライダー、アシスタント、マニファクチャラーチームマネージャー及び~~チームメンバー~~及びその他モーターサイクルピブ装着者は、ウェア等に FIM 選手権ロゴを極力掲出するようにしなければならない。

2. 9の追記

2. 9 TDN- トライアル・デ・ナシオン

6. ナショナルチームは、ライダー、アシスタント及びその他チームメンバー用のチームシャツ、ユニフォーム、ウェアを準備することを奨励する。
7. それらシャツ、ユニフォーム、ウェアは同じ総合的なカラースキーム、国旗の色、線またはその他デザインもまた同じものとする。

2. 10 ライダーの行動及び援助

1. ライダーは常に FIM 規則に準拠していなければならない。
2. FIM 倫理規定を知り、尊重しなければならない。
3. ライダーは、言葉やジェスチャーによってオフィシャルやセクションオブザーバーの決定に挑んではならない。
4. 大会期間中、ライダーは常に成功を試みなければならない。
5. ライダーのみがコースに沿ってマシンに乗車するか押すことが認められる。
6. ライダーは身体的、精神的に、他のライダー、チームメンバー、オフィシャル、観客及びその他大会に関係する人員のために、モーターサイクルをコントロールできる状態でなければならない。
7. ライダーはいかなる医学的不調または負傷のある場合、レースディレクションに報告しなければならない。

8. 大会期間中のいかなる時も、車検長の要請に従い、ライダーは、自信を含め車両及び/または装備を検査のために提示しなければならない。
9. 大会期間中、ライダーは規則に準拠した車両を維持する責任を有する。
- 10 ライダーは、パドック以外において、アシスタント以外のいかなる人員による援助を受けることが出来ない。食料及び/または飲料を除く。
- 11 ライダーのマシンを支えることは物質的援助とはみなされない。ライダー、アシスタントまたはF I Mトライアルチームマネージャーまたはマニファクチャラーチームマネージャーのみがマシンを支えることが出来る。
- 12 セクション下見時は、ライダーはパスを装着していなければならない。
- 13 ライダーは、大会期間中、自分がトライする前に徒歩にてセクション内に立ち入ることが認められる。
- 14 大会期間中、セクション及びいかなるサインも変更してはならない。
- 15 ライダーは、競技に参加しているいないに関わらず、特定の時間はトライアル車両に乗車してはならない。
- 16 ライダーは、指示を与えるためのサインやボードに従わなければならない。
- 17 ライダーは、アシスタント及びチームメンバーの行動に関する責任を持たなければならない場合がある。
- 18 ライダーまたはアシスタントは反対方向に進んだり、出口からコースに入ったりすることは認められない。
- 19 チーフセクションオブザーバーの許可が無い場合、セクション内でモーターサイクルに乗車することは厳禁とされる。
- 20 ライダーは、アシスタント及びチームマネージャーと共にライダーズブリーフィングに出席することが義務とされ、すべての情報及び指示を把握していなければならない。

- 21 ライダーは、特にパドック及びコースで乗車する際、責任あるかつ熟練者としてその他ライダー、アシスタント、チームメンバー、観客及び大会に関係する人員に危険を及ぼすような走行をしてはならない。パドック内では高速走行は慎重速度 20 キロを超えるスピードで乗車してはならない。**モーターサイクルに乗車する際は常にヘルメットを装着することは義務とする。**
- 22 ライダーは、指定されたコースを定められた時間のプラクティス及びウォームアップを行わなければならない。
- 23 競技会にいるライダーでプラクティス及び/またはレース、及び/または会場から立ち去る場合、レースディレクションにその不参加の理由を報告しなければならない。
- 24 ライダーは、シャツ/スーツの番号が、プラクティス、予選及び競技中常に明確に見えるようにしなければならない。
- 25 大会期間中に他の者が自分と同じ番号の付されたシャツ/スーツを着用している者がいる場合、ライダー、アシスタントまたはチームマネージャーはオフィシャルにただちに報告しなければならない、報告を怠った場合や状況に応じてライダーにはその責任を取らなければならない。
- 26 ライダーが、コリドーの中または外にいる場合で、セクションを通過するのを待つ間、エンジンを停止しなければならない。
- 27 FIM 選手権の各競技における最終順位（またはオーガナイザーによって招待されたその他参加者）で上位 3 位となったライダーは、表彰式及び記者会見に出席しなければならない。本規則に違反した場合、罰則が科される。
- 28 表彰式または記者会見中のライダーまたはその他参加者はプロトコール及び出席者に敬意を表するような行動をしなければならない。
- 29 ライダーは、無線、ブルトウースまたはその他通信器材等の如何なるコミュニケーション機器をヘルメットまたはその他サポートに装着してはならない。
- 30 上記記載事項に違反した場合、事項 5.17 ペナルティーポイント、5.20 金銭ペナルティー、5.19 失格に準拠したペナルティーがレースディレクションによって決定される。

- 30 FIM スポーツコードに準拠して FIM スチュワードパネルから追加のペナルティーが科される場合がある。

2. 11 アシスタント及び援助

1. アシスタントは常に FIM 規則及びコード、全てのコード及び大会規則、FIM またはオーガナイザーからの全ての義務に関するリリースに準拠しなければならない。
2. FIM 倫理規定を知り、尊重しなければならない。
3. アシスタントは FIM トライアル世界選手権競技会で誓約することにより各大会でビブを使用することができる。
4. アシスタントの役務を遂行しなければならない。
5. オフィシャル、セクションオブザーバーの指示に従い、指示を表示するすべての指示矢、標識に従わなければならない。
6. セクションに入る時や大会期間中及び大会に関連する行事等の際にモーターサイクルに乗車する時等、トライアル技術規則に準拠したブーツ、長ズボン、長そでのシャツ、グローブ及びヘルメットを装着していなければならない。
7. アシスタントは特にコースやパドックで乗車する場合、他のライダー、アシスタント、チームメンバー、観客及び大会に参加しているその他人員に危険を及ぼさないように責任ある熟練者としてのマナーを守り走行しなければならない。パドック内においては過剰なスピードで走行してはならない。**モーターサイクルに乗車する際は常にヘルメットを装着することは義務とする。**
8. アシスタント及びチームメンバーは、責任あるかつ熟練者としてその他ライダー、アシスタント、チームメンバー、観客及び大会に関係する人員に危険を及ぼすような走行をしてはならない。
9. アシスタントは、自身の行動に責任を持ち、時に連带的に、個別にライダー及びチーム員の行動についても責任を持つ。

- 10 受付時に、ライダーとアシスタントは、すべての FIM 規則を理解し敬意を払うこと、アシスタントのすべての行動に関してライダーが責任を持つこと、アシスタントは規則に準拠し彼ら自身の行動に責任を有するという宣誓書に署名する。
- 11 アシスタントは身体的、精神的に、他のライダー、チームメンバー、オフィシャル、観客及びその他大会に関係する人員のために、モーターサイクルをコントロールできる状態でなければならない。
- 12 アシスタントはいかなる医学的不調または負傷のある場合、レースディレクションに報告しなければならない。
- 13 大会期間中、アシスタントはマニファクチャラーのデータどおりに、車両を良い状態に保たなければならない。大会がクローズドサーキットで開催されない限り、車両は、その車両が登録された国の道交法に準拠したものでなければならない。
- 14 ビブ及び/またはヘルメットのナンバーは常に完全に視認できるものでなければならない。
- 15 レースディレクションの許可なしにビブを他の者に貸与してはならない。
- 16 競技中、ライダーの車両を乗車したり押ししたりしてはならない。
- 17 セクションコリドー前またはセクションコリドーにおいて、ライダーの車両を押ししたり~~支えたり~~してはならない。
- 18 同じナンバーを持つライダーのみを援助する権利を有する。(FIM トライアル・デ・ナシオンを除く)
- 19 アシスタントは、セクション下見においてセクションエンクローチャーに入ることが認められない。ライダーのパフォーマンスへの興味から他の者に対して干渉する者は、セクション下見時にセクション及び/あるいはセクションエンクローチャーに立ち入ることは認められない。~~セクション下見時にセクション内でアシスタントまたはライダーの下見を干渉する者は、当該ライダーへのペナルティーの対象となる。~~

- 20 アシスタントは、ライダーが車両とともにセクションに入る準備が完了（コリドーで1番目）し、セクションオブザーバーが許可した場合、セクション内に入ることが認められる。
- 21 どのような状況下においても、オフィシャルに対してペナルティーの適用性に関する議論を持ちかけることは認められない。
- 22 大会期間中、いかなるセクションの性質やサインを変更することは認められない。
- 23 アシスタントは、ライダーズブリーフィングに参加することが出来る。
- 24 アシスタントは、オーガナイザーが認めた迂回路以外、ライダーと同じコースを走行しなければならない。
- 25 アシスタントは、設定されたコースに従い設定された時間に設けられたプラクティス及びウォームアップに常に参加しなければならない。
- 26 ライダーパドック内で給油を行っているか、また給油を行う場合は環境マットを使用しているか確認しなければならない。
- 27 表彰式において、ライダーの代わりとなることはできない。
- 28 パドック外においてアシスタント及び/または彼のモーターサイクルは、ライダー及び/またはライダーのFIMトライアルチームマネージャー及び/またはマニユファクチャーチームマネージャーの指示が無い場合、物質的援助または支援を受けてはならない。
- 29 アシスタントは、無線、ブルトウスまたはその他通信器材等の如何なるコミュニケーション機器をヘルメットまたはその他サポートに装着してはならない。
- 30 上記記載事項に違反した場合、事項 5.17 ペナルティーポイント、5.20 金銭ペナルティー、5.19 失格に準拠したペナルティーがレースディレクションによって決定される。
- 31 追加のペナルティーがFIMスポーツコードに準拠してFIMスチュワードパネルから科される場合がある。

2.12 「マニファクチャラー」チームマネージャー及び「FIMトライアルチーム」 「TDN」チームマネージャー及びアシスタント

- 1 チームマネージャーは最低 18 歳で有効な FIM トライアルアシスタント、FIM トライアル世界選手権または FIM インターナショナルライセンスを所持していなければならない。自国での競技会の場合は、自国のトライアルライセンスが有効となる。
- 2 各チーム 1 名のチームマネージャーに限定される。
- 3 「マニファクチャラー」のチームマネージャーとなるためには、当該マニファクチャラーは FIM マニファクチャラーライセンスを所有していなければならない。
- 4 マニファクチャラーのチームマネージャーは、マニファクチャラーにより年間を通じて任命され、マニファクチャラー・イエローピブを使用することができる。変更が生じる場合、マニファクチャラーはその変更に関する報告を行い、FIM・プロモーターの承認を受けなければならない。~~そのマニファクチャラーに所属するライダーが大会に参加していなければならない。「マニファクチャラー」のチームマネージャーは、マニファクチャラー・イエロー・ピブを使用する。~~
~~「トライアルチームマネージャー」となるためには、チームは FIM トライアルチームライセンスを有し、2 名のライダーが登録され、最低 1 名がその大会に参加していなければならない。~~
~~チームマネージャーは FIM トライアルチーム・イエロー・ピブを使用することができる。~~
- 5 大会期間中、チームマネージャーは、チームに関する全責任を負う。
- 6 パドック外において FIM トライアルチームマネージャーまたはマニファクチャラーチームマネージャー及び/または彼のモーターサイクルは、チームライダー及び/またはアシスタントの指示が無い場合、物質的援助または支援を受けてはならない。但し、食料や飲料を除く。
- 7 チームマネージャーは、~~ライダーのエントリーと同時に~~オンラインエントリーシステムで登録されなければならない。~~チームマネージャーの変更は受付日まで行うことが認められる。~~

- 8 受付時に、チームマネージャーは、書面に署名し、受付終了前に直接リザルトマネージャーに渡されなければならない。この書類に署名することにより、チームマネージャーは、すべての FIM 規則及び当該大会規則を理解し敬意を払うこと、自身の行動に関して責任を持つことを誓約することとなる。
- 9 チームマネージャーは常に FIM 規則及びコードに準拠しなければならない。
- 10 オフィシャル、セクションオブザーバーの指示に従い、指示を表示するすべての指示矢、標識に従わなければならない。
- 11 大会期間中、プラクティス、ウォームアップ、コース及びセクションに車両に乗車する場合は常に、トライアル技術規則に準拠したブーツ、長ズボン、長そでのシャツ、グローブ及びヘルメットを装着していなければならない。
- 12 チームマネージャーは、特にコース及びパドックで乗車する際、責任あるかつ熟練者としてその他ライダー、アシスタント、チームメンバー、観客及び大会に関係する人員に危険を及ぼすような走行をしてはならない。パドック内では高速走行はで乗車してはならない。**モーターサイクルに乗車する際は常にヘルメットを装着することは義務とする。**
- 13 チームマネージャー及びその他チームメンバーは、大会に参加しているいないに関わらず、特定の時間にトライアル車両に乗車することが禁止される場合がある。
- 14 チームマネージャーは、倫理及びスポーツマンシップに敬意を払い、大会期間中及びその大会に関連する時は常に模範となる行動をとらなければならない。
- 15 チームマネージャーは身体的、精神的に、他のライダー、チームメンバー、オフィシャル、観客及びその他大会に関係する人員のために、モーターサイクルをコントロールできる状態でなければならない。
- 16 チームマネージャーはいかなる医学的不調または負傷のある場合、レースディレクションに報告しなければならない。
- 17 大会期間中、チームマネージャーはマニファクチャラーのデータどおりに、車両を良い状態に保たなければならない。大会がクローズトサーキットで開催されない限り、車両はその車両が登録された国の道交法に準拠したものでなければならない。

- 18 チームマネージャーは、セクション下見においてセクションエンクロージャーに入ることが認められる。セクション下見時にセクション内でチームマネージャーまたはライダーの下見を干渉する者は、当該ライダーへのペナルティーの対象となる。
- 19 チームマネージャーは、イエロービブ装着者としてオブザーベーションエンクロージャーに入ることが認められる。
- 20 如何なる状況下においても、セクションをトライ中のライダーとの交信することは認められない。
- 21 チームマネージャーは、オーガナイザーが認めた迂回路以外、ライダーと同じコースを走行しなければならない。逆走、コースから外れたり、また復帰したりすることは出来ない。
- 22 チームマネージャーは、設定されたコースに従い設定された時間に設けられたブラクティス及びウォームアップに常に参加しなければならない。
- 23 ライダーパドック内または指定されたエリア内で給油を行うこと、また、環境マットを使用しているか確実にしなければならない。
- 24 チームマネージャーは、大会期間中、ビブ及び/またはナンバー及び/またはその他表示（フロント及びバック）を常に完全に視認できるものとしていなければならない。
- 25 チームマネージャーは、ライダーズブリーフィングに参加することが奨励される。
- 26 チームマネージャーは、無線、ブルートゥースまたはその他通信器材等の如何なるコミュニケーション機器をヘルメットまたはその他サポートに装着してはならない。
- 27 上記記載事項に違反した場合、事項 5.17 ペナルティーポイント、5.20 金銭ペナルティー、5.21 ビブ装着者へのペナルティー、5.19 失格に準拠したペナルティーがレースディレクションによって決定される。
- 28 追加のペナルティーがFIMスポーツコードに準拠してFIMスチュワードパネルから科される場合がある。

2. 1 2の追記

2. 1 2 TDN-FIMトライアル・デ・ナシオン

- 29 「TDN」チームマネージャーは最低 18 歳で有効な FIM トライアルアシスタント、FIM トライアル世界選手権または FIM インターナショナルライセンスを所持していなければならない。自国での競技会の場合は、自国のトライアルライセンスが有効となる。
- 30 各国 1 名のチームマネージャーに制限される。
- 31 チームマネージャーは同時にライダー及び/またはアシスタントを兼ねることはできない。
- 32 チームマネージャーは、チームを選出する国の協会によって選出される。
- 33 大会期間中、チームマネージャーは、チームのすべてに関して責任を有する。
- 34 チームマネージャー/アシスタント名は www.trialgp-registration.com でのオンラインレジストレーション時に明記されなければならない。変更は受付終了時点までに行うことが出来る。
- 35 チームマネージャーは、チームを代表して受付を行う。

2. 1 3 FIM トライアルチーム

- 1 FIM トライアルチームとなるためには、チームは FIM トライアルチームライセンス及び 2 名のライダーが登録されなければならない。
- 2 FIM トライアルチームライセンスは、チーム名称の使用と結果表への記載を認めるものとする。
- 3 最低 1 名のライダーが競技に参加するチームの場合、パドックへの出入り並びに FIM/プロモーターによって認められたライダー、アシスタント及びチームマネージャー用の FIM トライアルチームライセンスが発行される。
- 4 FIM トライアルチームにはイエロービブの対象となるチームライセンスではない。

3. 車両、クラス及びその他仕様

3. 1 車両とカテゴリー

- 1 FIM トライアル世界選手権及びブライズイベントは、FIM 規則、FIM トライアル技術規則に適合する車両が出場できる。
- 2 クローズドサーキットで大会が開催されない限り、ライダーは車両に則った運転免許証を所持していなければならない。
- 3 ウィメン及び 125 ccカテゴリーは、クローズドサーキットで開催されなければならない。
- 4 16 歳に満たないライダーは全て 125 cc以下のモーターサイクルを使用しなければならない。

5 選手権及び排気量

FIM トライアル世界選手権	Trial GP	250cc を超える 2st/4st
FIM トライアル2世界選手権	Trial2	250cc 以下 2st 300cc 以下 4st
FIM トライアル 125 世界選手権カップ	Trial125	125cc 以下
FIM ウィメンズトライアル世界選手権	TrialGP Women	250cc*を超える 2st/4st
FIM ウィメンズトライアル2ワールドカップ	Trial2 Women	250cc 以下 2st 300cc 以下 4st

*-10 ccが認められる

6 更に

- a) 大会期間中はいつでも、ライダーは常に車両を規則に準拠している状態に保つことが責務である。
- b) ~~大会がクローズドサーキットで開催されない限り、~~車両及びその装備は、その車両が登録されている国の道交法並びに特別規則に明記されている規則に準拠していなければならない。大会がクローズドサーキットで開催される場合、大会特別規則に明記された仕様に準拠していなければならない。

3. 2 ライダーのナンバー

- 1 ライダー用ビブの使用は禁止される。
- 2 ライダーは、ライディングシャツまたはスーツの前部及び背部に彼らのナンバーをプリントし表示しなければならない。ナンバーの記載範囲は 200mm×200mm とする。
- 3 プロモーターは、選手権ロゴを含むナンバーパネルの図案及びガイドラインを提供することとし、このエリアには如何なる他のデザイン及びロゴの掲出も認められない。
- 4 年間指定ナンバーは、ライダーの年間エントリーが確定した時点で発行される。
- 5 ライダーは、ナンバー（前部及び背部）がブラクティス、予選、ウォームアップ及び競技中常に完全に視認できる状態にしていなければならない。
- 6 プロモーターは、ジャケット等に使用できる PVC ナンバーパネルを提供するが、それらは前期されたナンバーをプリントしなければならないライディングシャツ/スーツへの使用は認められない。
- 7 レースディレクションは、ライダーがライディングシャツ/スーツにプロモーターの指定したデザインをプリントしていなかった場合、当該ライダーのスタートを拒否することが出来る。

3. 2の追記

3. 2 TDN/WTDN-FIM トライアル・デ・ナシオン及びFIM ウィメンズ トライアル・デ・ナシオン

- 8 ビブナンバーの指定は前年の FIM トライアル・デ・ナシオン及び FIM ウィメンズ トライアル・デ・ナシオンのチーム成績を基準に決定される。
- 9 チームは、ナンバーとプロモーターによって送られるグラフィックチャートに準拠した国旗をライディングシャツにプリントしなければならない。

4 オフィシャル及びその手順

4. 1 総論

- 1 大会の運営及び司法手順を含む総合的な管理は FIM または各国協会(FMN)により任命されたオフィシャルの責務とされる。
- 2 FIM 及び各国協会(FMN)は、素質及びその職務への忠実性を考慮しオフィシャルを任命しなければならない。それらオフィシャルは専門分野及び役割に適切な FIM ライセンスを所持していなければならない。
- 3 FIM のオフィシャルライセンスは、各種目における特別な要件に従って十分な能力があることを証明された後に発行される。FIM の当該委員会は得的のオフィシャルに参加が義務とされるセミナーを開催する。
- 4 FIM または各国協会(FMN)は、必要に応じて更新やキャンセルすることができる。
- 5 オフィシャルは、当該大会に参加するライダー、スポンサー、チームマネージャー、メカニックまたはプロモーターであってはならない。
- 6 競技監督は、FIM デレゲートに FIM ライセンスを有する全オフィシャルのリストを提出しなければならない。
- 7 すべてのオフィシャル及びセクションオブザーバーは、大会終了後の抗議・控訴提出の締め切り時間まで大会会場に装備一式とともに残っていなければならない。

4. 2 司法

すべての FIM ライセンス及び FIM ラセパセ所持者、オフィシャル及びアシスタント、その他大会に関係するすべての人員は主催国協会の任命する競技監督の権限下に位置することとなる。ただし、レースディレクションメンバー（FIM レースディレクター及び CTRS - テクニカルセクションアドバイザー）、FIM スチュワードパネルの全メンバー、及び FIM によって任命された者を除く。

4. 3 FIM ライセンスを所持するオフィシャル

- 1 FIM ライセンスを所持するオフィシャルは英語またはフランス語に堪能であることが望ましい。

- 2 FIM トライアル世界選手権に従事するオフィシャルは適切な FIM オフィシャルライセンス所持者でなければならない。

4. 4 Trial GP ミーティング

- 1 オフィシャルミーティングは FIM チーフスチュワードが議長となる。
- 2 下記の通り大会特別規則に明記されたタイムテーブルに従って開催される。
 - ~~大会初日終了後に開催される。(受付及び車検が行われる日)~~
 - ~~各日の競技終了時~~
 - 各日の大会終了時
- 3 以下の者はオフィシャルミーティングに参加する権利を有する。
 - a FIM チーフスチュワード
 - b 主催国協会 (FMNR) スチュワード
 - c FIM レースディレクター
 - d. 主催国協会 (FMNR) 競技監督
 - e. FIM テクニカルセクションアドバイザー (CTRS)
 - f. FIM ウィメンズテクニカルセクションアドバイザー
 - g. 主催国協会 (FMNR) 環境スチュワード
 - h. FIM 環境デレゲート
 - i. 主催国協会 (FMNR) 車検長
 - j. FIM テクニカルディレクター
 - k. FIM メディカルデレゲート
 - l. FIM 女性委員会 (CFM) デレゲート
 - m. 各国協会 (FMN) デレゲート事項 4.20
 - n. FIM 最高委員会、FIM 各委員会ディレクター、当該種目の FIM 担当部長及びスタッフ
 - o. モーターサイクルインダストリー代表 1 名
FIM マニファクチャラーライセンスを所持者
 - p. プロモーター
 - q 大会に参加している各クラスの男性及び女性ライダー代表

4. 5 FIM 及び主催国協会 (FMNR) スチュワードパネル

- 1 2 名のスチュワードによるパネルが設けられる。
 - FIM チーフスチュワード
 - 主催国協会 (FMNR) スチュワード

- 2 FIM チーフスチュワードは FIM トライアル委員会が任命する。
- 3 主催国協会 (FMNR) スチュワードは 1 名に限定される。
- 4 スチュワードは、大会の運営には関与しない。彼らの任務は、レースディレクションの決定に対する抗議に関して裁定を行うこととする。
- 5 スチュワードの権限及び任務には下記が含まれるが限定されるものではない
 - a) 大会が円滑に運営され、規則に則っているか、違反のある場合レースディレクションに報告する。
 - b) レースディレクションに大会のより円滑かつ能率的な運営について提案する。
 - c) 規則に反する事例のある場合、レースディレクションに注意を促す。
- 6 FIM スチュワードパネルは、レースディレクションの決定に対する抗議を受け付ける。
- 7 FIM スチュワードパネルは、FIM 規律及び裁定規定に明記されているペナルティを科すことができるが、同規定の事項 2.2 及び 2.3 を侵害してはならない。
 - 警告
 - 罰金、最大 3000 ユーロまで
 - ポイントペナルティー
 - 順位の降格
 - 失格
 - 事例発生から最大 30 日を超えない範囲の資格停止
 - 選手権参加資格の停止、1 戦または複数大会
- 8 FIM 規律及び裁定規定における事項 3.1.3 に則り、FIM スチュワードパネルは、国際規律法廷 (CDI) に更なる重いペナルティを科すべく提訴することができる。

4. 6 FIM スチュワード

- 1 FIM チーフスチュワードは、TrialGP ミーティング及び FIM スチュワードパネルを開催し、その議長となる。
- 2 FIM チーフスチュワードは、スポーツコード、FIM によって発行された規則、大会特別規則に則り会議を進行する。

- 3 FIM チーフスチュワードは、さまざまなオフィシャル間との情報交換に関する責任を有する。
- 4 必要に応じて、会議にオブザーバーを参加させる。
- 5 FIM チーフスチュワードは、レースディレクション及び/または IFM スチュワードパネルによる決定を速やかに書面で関係部署に伝達する。
- 6 FIM チーフスチュワードは、下記書類を収集し、FIM 執行事務局に大会終了後 72 時間以内に送付しなければならない。
 - 大会開催に関する地元行政の許可書
 - 第三者保険証書コピー
 - 大会公式プログラム
 - 環境オフィシャルレポート
 - 提出された抗議すべての詳細
 - 彼のレポート

4. 7 FIM スチュワードパネルミーティング

- 1 FIM スチュワードパネルミーティングは TrialGP ミーティング時に開催されるが、公開または非公開で大会期間中に開催される場合がある。
- 2 FIM スチュワードパネルは、FIM チーフスチュワードが議長となる。
- 3 FIM スチュワードミーティングの定足数は 2 名とする。
- 4 大会期間中の如何なる他の役職も兼ねてはならない。レースディレクションメンバーに何らかの不可抗力が発生した場合、FIM スチュワードパネルメンバーが代理に任命される。
- 5 任命された FIM チーフスチュワードが大会に間に合わない場合、CTR ビューローが代替を任命する。その際、その第一番目には主催国協会 (FMNR) 以外の人間で CTR メンバーとする。
- 6 FIM チーフスチュワードが欠席となる場合、FIM に任命されたレースディレクターが代役を務める。

- 7 主催国協会（FMNR）のスタッフスタッフが大会に間に合わない場合、主催国協会（FMNR）は代替えを立てることはできない。FIM チーフスタッフがFIM レースディレクターを任命する場合がある。投票が必要となる場合、FIM チーフスタッフ（または代理としてFIM レースディレクター）が決選投票権を有する。
- 8 不可抗力の場合で代替えが不可能となった場合、主催国協会（FMNR）以外のオフィシャルに優先権が与えられる。
- 9 各メンバーは 1 票を有する。決定は単純過半数で行われる。レースディレクションの決定に対する抗議に関してタイが生じた場合、決定は有効とされる。
- 10 レースディレクションからの提案または決定に関して 2 名のメンバーでタイが生じた場合、FIM チーフスタッフが決定投票を行う。

4. 8 レースディレクション

- 1 レースディレクションは FIM レースディレクター、主催国協会(FMNR) 競技監督及びCTRS（テクニカルセクションアドバイザー）によって構成される。
- 2 FIM コード、FIM 規則及び承認された大会特別規則に準拠し、レースディレクションは、大会の最高権能を有する。
- 3 FIM レースディレクター及びテクニカルセクションアドバイザー（CTRS）は FIM に関する責任のみ負う。
- 4 全ての民事及び法的責任はオーガナイザーにある。レースディレクションは、事項 2.1 に規定されている通り大会特別規則（SR）または規定されたプログラムの変更に関して権限を有する。レースディレクションは、FIM 規則への改定または追加を行う権限はないが、以下の場合、決断を下す資格を有する。
- 5 レースディレクションは、独自判断またはオーガナイザーまたは競技監督からの要請により、コースまたはセクションの状況を改善するために大会の開始を遅らせたり、緊急的安全上の理由またはその他不可抗力の理由から競技停止またはキャンセルとすることができる。

- 6 レースディレクションは、ライダー、チームスタッフ、オフィシャル、プロモーター及びオーガナイザーと大会または選手権に関わるすべての人員にペナルティーを科すことができる。
- 7 レースディレクションの権限及び役務は
- a) すべての競技結果を承認する。
 - b) 規則違反に対するペナルティーを科す
 - c) 故意または無意識な行為、または個人または集団によるデモンストレーションによる行為によって規則や大会のオフィシャルの指示に反したことに對してペナルティーを科す。
 - d) デモンストレーション中の個人または集団による不正、詐欺行為またスポーツイベントいかなる利権またはスポーツイベントに不利益をもたらす行為に対しおペナルティーを科す。
 - e) 円滑かつ能率的な大会の運営を怠っていないか、重要な規則違反がないか
 - f) 規則違反に関連する抗議に対する判定を行う。
 - g) 負傷または疾病によるアシスタント変更に関する承認または拒否を判断する。
 - h) TDN の受付以降に発生した、負傷または疾病によるチーム内のライダー変更に関する承認または拒否を判断する。
- 8 大会期間中に発生する事項 4.5 に基づく FIM スチュワードパネルの裁定に対する抗議に関して裁定を下す唯一の裁定組織である。
- 9 レースディレクションは、事項 4.5 に明記されていることを除きトライアル規則に明記されているすべての罰則を科すことができる。
- 10 しかし、FIM スチュワードパネルに対して規定以上の罰則を提案することができる。
- 11 レースディレクションの裁定を不服とする個人または団体はその決定に対して控訴することが認められる。この控訴は、裁定通知発行後 30 分以内に FIM スチュワードパネルに提出されなければならない。
- 12 レースディレクションの裁定に対する控訴は FIM スチュワードパネルによって審議される。

4.8.1 レースディレクション「オープンドア（門戸開放）」

- 1 この30分間の「オープンドア」は、ライダー、アシスタント、チームマネージャー、FMN代表、マニュファクチャラー、オフィシャルまたはその他イベントに関係する人物がこれらの疑問や意見等を TrialGP ミーティング前に述べるために設定された。
- 2 レースディレクションは、TrialGP ミーティングへの議題となりうることから出席しなければならない。

4.9 FIMレースディレクター

- 1 FIM レースディレクターは FIM によって任命される。
- 2 FIM レースディレクターは、大会開始（受付及び車検）前日の TrialGP プレミーティングに出席しなければならない。
- 3 FIM レースディレクターが、レースディレクションミーティングの議長を務める。
- 4 FIM レースディレクターは必要に応じてレースディレクションミーティングにその他人物を招聘する事が出来る。
- 5 FIM レースディレクターは大会の運営に関する責任はない。
- 6 FIM レースディレクターの権限及び責務は下記のとおりとするがそれに限られてはいない。
 - FIM レースディレクターは、FIM の利権を保護し、FIM スポーツコード、その附則、トライアル大会オーガナイザーワークブック及びその他オーガナイザーの誓約を尊重しなければならない。CTR ディレクター及びコーディネーターと密接に作業に従事する。
 - レースディレクションの決定がスポーツコード、FIM 発行の諸規則や大会特別規則に準拠しているか確認する。
 - レースディレクターは、FIM チーフスチュワードとともにオフィシャルとの公開ミーティングの時間を定め、追加のミーティングのある場合や非公開のレースディレクションミーティングを行う場合にそれを報告する。

- FIM レースディレクターは、オーガナイザーとレースディレクション間のコミュニケーションに関する責任を有する。
- 大会特別規則（SR）に変更がないかどうか確認し、もし、変更のある場合、その変更についてすべてのライダーや参加者に伝わっているか確認する。
- 大会の運営に関する条項に関する主催国協会（FMNR）競技監督のレポートを確認する。
- 主催国協会（FMNR）競技監督のレポートを確認し、参加しているすべてのライダー及びエントラントがライセンスおよび許可証を持っているか確認する。
- ライダーからの特に安全に関わる要求による改修があるか確認する。

7 さらに

- オーガナイザー、主催国協会（FMNR）競技監督、テクニカルセクションアドバイザー（CTRS）及び全オフィシャルと密接に任務を遂行する。
- レースディレクション全員との円滑なコミュニケーションを図る。
- 大会の円滑な運営の為にミーティングを開催したり、行動を起こす。
- チーム、ライダー、オーガナイザー及びその他オフィシャルや役務を持つ人員とのコミュニケーションが円滑に行われ、大会を通じてそれぞれが最善を尽くすことが出来ているか確認する。
- ライダーズブリーフィングの開催を提案、実施する。

8 レースディレクターは、プラクティススタートまたはセクション下見前にセクションを視察し、安全上必要とされる対策を取らなければならない。

9 さらに、FIM レースディレクターはレースディレクションに、発展的見解を持って現状の規則条項に準拠したセクションまたはイベントに対する決定を提案することができる。

- 1 0 FIM レースディレクターは、レースディレクションに対し、競技会の開始または再開、大会の開催期間または中止またはキャンセル等プログラムの変更に関して推奨することができる。
- 1 1 全関係者並びにセクションオブザーバーに関して責任を有する者が、レースディレクションによる決定を速やかに書面で受け取れる状態にあるか確認しなければならない。
- 1 2 FIM レースディレクターは、レースディレクションに対し、FIM 規則及び/または大会の円滑な運営に反する乱暴または非道徳的人物に対する決定または罰則を推奨することができる。
- 1 3 主催国協会（FMNR）競技監督及びその他オフィシャルのレポートを聞く場合がある。
- 1 4 大会の終了時点で、FIM レースディレクターは主催国協会（FMNR）競技監督とともに公式結果に署名しなければならない。また、すべての議事録に署名しなければならない。
- 1 5 オフィシャルとのミーティングの報告をしなければならない。
- 1 6 FIM レースディレクターは、FIM 公式ファイルを使用して大会に関するレースディレクターレポートを72時間以内にFIM 執行事務局に送付しなければならない。このFIM 公式ファイルには下記が含まれる。
FIM レースディレクターレポート、提出された抗議内容と抗議保証金、そしてその他公式書類が含まれていなければならない。
- 1 7 如何なる利害的紛争をも避けるため、FIM レースディレクターは、全利害関係者（オーガナイザー、プロモーター、ライダー、チーム、マニファクチャラー等）と相対して確認しなければならない。FIM レースディレクターは如何なるマークのついたウェアも着用してはならず、特別なグループまたは利害関係者への忠誠を示したり、上記関係者との利害的紛争となる状況にならないようにする。FIM 及びCTR の利権を常に守らなければならない。全ての決定事項は当該者に対し速やかかつ明確に伝達しなければならない。

4. 10 主催国協会 (FMNR) 競技監督

- 1 競技監督は、主催国協会 (FMNR) により任命される。
- 2 競技監督は、同時に主催国協会 (FMNR) スチュワードと兼務してはならない。
- 3 FIM レースディレクター及びテクニカルセクションアドバイザー (CTRS) とともにレースディレクションの一員となる。
- 4 任務中、競技監督はレースディレクションのメンバー、特に FIM レースディレクターと常に相談しながら役務に従事することとする。
- 5 レースディレクションは最高権限を有し、主催国協会 (FMNR) 競技監督はレースディレクターが明確に同意した場合のみ発令することができる。
- 6 主催国協会 (FMNR) 競技監督は大会の能率的な運営を指揮する責任を有する。
- 7 主な役務は以下のとおりとするが、以下に限られてはいない
 - a) 地元行政からの大会の開催に関する許可証がオーガナイザーの手元にあるか確認する。
 - b) FIM ディレクターにオーガナイザーの第三者保険証券コピーを提出する。
 - c) 大会の安全を確認する。
 - d) 大会会場、コース及びセクションが良好な状態にあり、全オフィシャルが出席し、役務に従事できる状態にあるか、セキュリティー及び管理サービスの活動準備ができているかどうか確認する。
 - e) ライダーの資格、車両の番号、当該ライダーが大会に参加することを妨げる原因、例えば、負傷、資格停止、失格またはその他乗車禁止事情 (FIM 執行事務局による情報をもとに) があるか確認する。
 - f) 安全上必要と判断する場合、ライダーまたは車両のスタートを拒否するか、ライダーまたは車両をレースから除外する。
 - g) 失格となったライダーのアシスタント、悪用したマニファクチャラーアシスタントからピブを回収する。
 - h) 役務に従事しているオフィシャルの指示に従わないいかなる者もセクションとその周囲、コースから退去を命じることができる。
 - i) 可能な限り速やかに結果のコピーに署名 (日付及び時間も明記) し、ライダー及びチームに提示されることを確認しなければならない。

- j) 計時及び運営オフィシャルのレポート及びその他レースディレクションへのレポートに必要とされる情報を収集し、暫定結果の承認を得る。
- k) 競技監督は、レースディレクションに対し、競技会の開始または再開、大会の開催期間または中止またはキャンセル等プログラムの変更に関して推奨することができる。
- l) 安全上の緊急時または不可抗力の事例が発生した場合、競技監督はコースまたはセクションの状況を改善するために大会の開始を遅らせたり、緊急的安全上の理由またはその他不可抗力の理由から競技停止またはキャンセルとすることができる。(事項 5.22~~23~~)
- m) レースディレクションに罰則を提案することができる。
- n) レースディレクションに対する抗議をレースディレクションに対して報告する。

4. 11 セクションのためのFIMテクニカルセクションアドバイザー (CTRS)

- 1 セクションテクニカルアドバイザー (CTRS) は、世界選手権及び FIM プライズイベントのために FIM によって任命される。
- 2 ウィメンセクションテクニカルアドバイザー (CTRS) もまたウィメンズ世界選手権及び FIM ウィメンズプライズイベントのために FIM によって任命される。
- 3 FIM トライアル世界選手権及びプライズと FIM ウィメンズトライアル選手権及びプライズが同時開催される場合、CTRS 及びウィメンズ CTRS は、その任命された FIM 世界選手権またはプライズに関連する使命、職務及び決定に基づき相互に代理を務めることとする。
- 4 CTRS 及びウィメンズ CTRS は総称して CTRS とする。
- 5 セクショントライアルアドバイザー (CTRS) は、FIM レースディレクター及び競技監督とともにレースディレクションを構成する。
- 6 任務中、競技監督はレースディレクションのメンバー、特に FIM レースディレクターと常に相談しながら作業にあたることとする。
- 7 セクショントライアルアドバイザー (CTRS) の主な役務は以下のとおりとするがそれに限られてはいない。
 - レースディレクション決定事項を実施しなければならない。

- オーガナイザー及び競技監督の許可の元、任務に関わる全ての決定を行う。
- 併催される場合、女性用コースの CTRS と協力する。
- コース及びセクションが良い状態であり、大会特別規則ならびに附則に準拠しているか確認する。
- コース及びセクションがレースディレクションの決定に従っているかどうか確認する。
- 必要に応じてオーガナイザーが準備したセクションを監視し、アドバイスを与えたり、修正を行う。
- コース、タイム及びタイムコントロール位置を確認する。
- セクション周囲またはコースがライダー、アシスタントや観客にとって危険かどうか監視し、必要な修正を行う。
- コース上またはセクションにおける安全に関わる事並びに運営上の問題についての情報をレースディレクションに行う。
- 全セクションオブザーバーが競技当日に出席し、彼らの役務を全うできる状態かどうか確認する。

4. 12 レースディレクションミーティング

- 1 レースディレクションミーティングは、TrialGP ミーティング時に開催されるが、公開または非公開で大会期間中に開催される場合がある。
- 2 レースディレクションミーティングは、時間を決めたり必要に応じて臨時のミーティングの開催を決定する FIM レースディレクターが議長となる。
- 3 常に、FIM スチュワードパネルのメンバーは、非公開であってもミーティングにオブザーバーとして参加することができる。
- 4 FIM に任命されたレースディレクターが欠席となった場合、FIM チーフスチュワードが代わって任務にあたる。

- 5 主催国協会より任命された競技監督が欠席する場合、主催国協会（FMNR）が適切なオフィシャルライセンスを所持する代替りの者を任命する。もし、それが不可能な場合、スチュワードパネルの主催国協会（FMNR）スチュワードが代行する。
- 6 大会期間中、不可抗力による FIM スチュワードパネルメンバーが代理となる場合を除き、レースディレクションのメンバーは、他のオフィシャルの役務を兼ねることはできない。
- 7 レースディレクションの定足数は 2 名とする。各メンバーは 1 票を有する。決定は単純過半数で行われる。タイが生じた場合（メンバー不在の場合）、FIM レースディレクターが決定権を有する。

4. 13 決定の発行

- 1 大会を運営するために必要とされるレースディレクションのすべての決定及び大会の結果は、可能な限り素早く発行されなければならない。決定事項は、FIM 公式言語で発表されなければならない。
- 2 レースディレクションまたは FIM スチュワードパネルによる如何なる司法的裁定も大会会場で通告されなければならない。それができない場合、受領が確認できる書留等にて送付されなければならない。
- 3 大会期間中いつでも関与する者には、最低限口頭で伝達されなければならない。それができない場合、レースディレクションまたは FIM スチュワードパネルの決定は書面で通達されなければならない。
- 4 決定の通告書にはいかが含まれる
 - a) レースディレクション・FIM スチュワードパネルの氏名及びライセンス番号
 - b) 関与する者の氏名
 - c) 抗議の場合、抗議提出者が抗議補償金を支払ったかどうか
 - d) とられた行動または抗議の理由
 - e) とられた行動または抗議が関連する事項番号
 - f) 聴聞時に得られた追加の情報
 - g) レースディレクション・FIM スチュワードパネルの決定事項、証拠及び簡潔な理由
 - h) レースディレクションの決定：FIM デレゲート、FIM レースディレクター及び競技監督または C T R S の署名

- 5 関係する者すべての者は、大会会場で書面により通告され、下記手順が適用される。
- a) レースディレクション及び/または FIM スチュワードパネルの裁定に関係する者は、通告書に署名しなければならない。
 - b) FIM スチュワードパネルの決定に関する文書には FIM チーフスチュワード及び主催国協会（FMNR）スチュワードが署名する。
 - c) 裁定を受ける者の氏名。その者の役割、会場名、日付、受領時間等も通告書に記載されなければならない。
 - d) 当該裁定者が受領し署名した通告書は FIM レースディレクションレポートに加えられる。

4. 14 ミーティング議事録

- 1 議事録は、レースディレクション及び/または FIM スチュワードパネルが一つの言語でも良いとする場合を除いて、FIM 公式言語の両方を使って作成されなければならない。
- 2 議事録には、科せられた全てのペナルティーの詳細、抗議に対する裁定（コピーを添付すること）、発生した事故の詳細、不正行為が発覚した場合や、大会運営の成功に関する FIM レースディレクター意見、特筆事項等が明記されなければならない。
- 3 FIM チーフスチュワード及び FIM レースディレクションは、大会終了後 72 時間以内に議事録を FIM 執行事務局に送付しなければならない。

4. 15 FIM パーマネントテクニカルディレクター

- 1 FIM テクニカルディレクターは FIM 国際技術委員長が FIM トライアル委員長に相談の上、FIM 国際技術委員長により任命される。
- 2 FIM テクニカルディレクターは、車検に関する責務はないが、FIM 技術規則通りに行われているか確認しなければならない。
- 3 FIM テクニカルディレクターは、FIM レースディレクターと協力して役務にあたる。

- 4 FIM テクニカルディレクターの権限及び役務は下記を含むものとするがそれに制限されてはいない。
- a) FIM テクニカルディレクターは、技術規則に関して懸念事項または異なる事例についてFIM レースディレクターに報告するとともに、解決策を提示する。
 - b) FIM テクニカルディレクターは、大会において車検に関する責任は無いが、技術規則に関する最終決定者となる。
 - c) FIM テクニカルディレクターは、車検員とともに重大事故または致命的な損傷をした車両を及び防護服を検査し、FIM デレゲートに書面で報告する。
 - e) FIM テクニカルディレクターは、レースディレクションのすべてのミーティングに出席する。投票権は持たない。

4. 16 主催国協会 (FMNR) 車検長

- 1 主催国協会 (FMNR) に任命される車検長及びチーフテクニカルスチュワードは特に、
- a) FIM 規則並びに大会特別規則に車両が準拠しているか確認する。
 - b) オフィシャルミーティングに出席する。
 - c) 車検レポートを作成し、FIM テクニカルディレクターにコピーを提出する。
 - d) レースディレクションに要請された場合、ミーティングに出席する。投票権は持たない。
- 2 役務を遂行する上で、車検長は常に FIM テクニカルディレクターと相談する。

4. 17 タイムキーパー

- 1 チーフタイムキーパーは、FIM/プロモーターによって任命される。
- 2 チーフタイムキーパーは特に下記について遂行する。
- a) 適切な FIM ライセンスを所持し、大会で使用する計時機材の確認
 - b) プロモーター/レースディレクションと密接に協力して作業する。
 - c) ライダーに要求された場合、彼らの結果を調査し、彼らのラップタイムを示す。
 - d) FIM 規則に準拠した公式結果を作成し、レースディレクションにコピーを提出する。
 - f) レースディレクションに要請された場合、ミーティングに出席する。投票権は持たない。

4. 18 環境スチュワード

- 1 環境スチュワードは、主催国協会（FMNR）によって任命され、全ての環境に関する事項に責任を持つ。特に：
 - a) FIM 環境コードに準拠しているかどうか
 - b) FIM 環境コードに対する違反を競技監督に報告する。
 - c) 大会に関する全ての情報を入手し、また大会前、大会期間中、大会終了後に関わらず、環境に有害と思われる全ての局面に関する事項をレースディレクション審査委員長またはチーフ・スチュワードに提案する。
 - d) 当該委員会によって準備されたチェックリストを元にレポートを作成し、FIM 執行事務局に送付するとともに、そのコピーを FIM レースディレクター審査委員長に渡す。
 - e) オフィシャルとのミーティングに出席する。
 - f) レースディレクションに要請された場合、ミーティングに出席する。投票権は持たない。

4. 19 チーフセクションオブザーバー

- 1 主催国協会（FMNR）またはオーガナイザーによって任命される。
- 2 チーフセクションオブザーバーは、レースディレクションメンバーが開催するブリーフィングに参加しなければならない。
- 3 各チーフセクションオブザーバーポスト用に、オーガナイザーは、ポストを担当するチーフオブザーバーリストを作成しなければならない。このリストは、競技監督に渡され、大会の開始前にレースディレクターに提出されなければならない。
- 4 チーフオブザーバー及び彼のアシスタントはビブで名確に識別できなければならない。
- 5 各セクションにはチーフセクションオブザーバーが配置されていなければならない。
- 6 チーフセクションオブザーバーは、おぶざーべーションエンクロージャー及びコリドールを含み彼の担当するセクションでのスムーズな順番に関して責任を有する。
- 7 当該セクション内のライダーに対するペナルティーを決断する。
- 8 大会終了後、チーフセクションオブザーバーは、抗議・控訴受付終了まで待機して

いなければならない。

9 セクションオブザーバーの最低年齢は 16 歳とする。

10 チーフセクションオブザーバーの最低年齢は 18 歳とする。

4. 20 FMN代表

1 出場しているライダーの所属する国は、その国の代表を選出することができる。但し、スポーツ・スチュワードライセンスを所持していなければならない。~~FMN代表ビブ（黄色）が支給される。~~

2 当該国協会(FMN)は、主催国協会(FMNR)に対し、大会の最低 15 日前までに書面で氏名を告知しなければならない。

3 各国の代表は、その国及び当該国協会からエントリーしているライダー代表となる。彼の役務は：

- オブザーバーとしてオフィシャルミーティングに出席する。
- 大会期間中に発行される書面を受け取る。
- 質問事項について FIM チーフスチュワードの許可を得て会議中に説明するまたは許可を得て説明する。~~または許可を得て説明する。~~
- 大会期間中のコース、セクションエンクロージャー、オフィシャルミーティング、ライダーパドック、スタート/フィニッシュエリア等重要個所に有効なパスを受け取る。
- FMN デレゲートイエロービブを受け取る。

4 デレゲートは、オブザーバーまたはチーフセクションオブザーバーによるライダーに与えるペナルティーの権限に関して干渉することは認められない。

4. 21 CTR (FIM トライアル委員会) 代表

CTR は、各大会の監督を役務とする CTR 代表を任命することができる。

5. 大会の運営

5. 1 TrialGP プレミーティング

- 1 TrialGP プレミーティングは、通常全てのオフィシャルとのミーティングが行われる場所で受付及び車検の行われる前日に行われる。開催時間はタイムテーブルに明記される。各大会の最新タイムテーブルは www.trialgp-noticeboard.com に明記される。
- 2 FIM チーフスチュワードによりミーティングが開催される。不在の場合、FIM レースディレクターが開催する。
- 3 ミーティングへの出席者は以下のとおり
 - FIM チーフスチュワード
 - FMNR スチュワード
 - レースディレクター
 - 競技監督
 - CTRS
 - 計時/リザルトサービス代表
 - プロモーター代表
 - オーガナイザー代表（パドック、コース及びセクション責任者）
 - その他 FIM/プロモーターが要請する者

5. 2 パドックアクセス

パドックは、プロモーターによって示された条件及び時間にアクセスできなければならない。

ラクダー、チーム及びマニュファクチャラー、またはその他レースまたはライダーに関連する者によって遵守されなければならない。

この条件及びスケジュールに反する場合、事項 5.21 に記載されているペナルティーの対象とされる。

5. 3 受付管理

- 1 ライダーについて下記が確認される。
 - a) 有効な FIM トライアル世界選手権ライセンスを所持しているか
 - b) 大会に参加するための所属国協会の出走許可書があるか
 - c) FIM トライアル世界選手権エントリー用紙を完全に記入しているか
- 2 ライダーは、受付時にエントリー用紙に署名しなければならない。
- 3 各ライダーのアシスタントは有効なライセンスの提示及びライダー名の下に署名をしなければならない。

5. 3の追記

5. 3 TDN-FIM トライアル・デ・ナシオン

- 4 世界選手権枠のライダーは、有効な FIM トライアル世界選手権ライセンス所持者でなければならない。
- 5 インターナショナルトロフィー枠のライダーは、有効な FIM トライアル世界選手権または FIM トライアル世界選手権大会、~~ワールドカップ~~ FIM125 cc 世界選手権ライセンスまたは FIM トライアルプライズライセンス~~カップ~~または~~インターナショナルトロフィー・オブ・ネーションズ~~ライセンス所持者でなければならない。

5. 3 WTDN-FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン

- 6 ウィメンズ世界選手権ライダーは FIM ウィメンズトライアル世界選手権ライセンスまたは FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン大会ライセンス所持者でなければならない。

5. 4 車検

- 1 全ライダー（参加者）は ~~2017年~~ トライアル技術規則に明記されている手順について熟読していなければならない。
- 2 大会に参加する各ライダーまたはアシスタントまたはチームマネージャーは、車検に車両を提示しなければならない。
- 3 プラクティス前には、FIM 規則及び/または大会特別規則に明記された方法及び手

順に則って車検が行われなければならない。

- 4 車両は、FIM トライアル技術仕様に合致していなければならない、車両検査は大会会場で行われなければならない。
- ~~5 オーガナイザーは、チームテクニカルスチュワード（車検長）が、適切な場所で車検を行えるよう、また適切な数のアシスタントを準備しなければならない。~~
- 5 大会期間中の如何なるときでも、ライダーは自分のマシンが規則に合致していることに関して責任を有する。
- 6 ライダー、アシスタントまたはチームマネージャーは、パーツが適切にマーキングされたことを証明する車検記録に署名しなければならない。
- 7 競技会においては、ライダーは車検委提示した車両のみ使用が認められる。
- 8 2日間開催の場合で、ライダーが2日目に車両変更しなければならない場合、その技術的理由を添えレースディレクションに変更の申請をしなければならない。当該ライダー、アシスタントまたはチームマネージャーは、新たに車検を受けなければならない。
- 9 大会期間中は常に、
 - a) 車検長または FIM テクニカルディレクターの要請により、ライダーは車検場に立ち会うか、車両及び/または装備を提示しなければならない。
 - b) ライダーは、常に車両及び/または装備が規則に準拠させていなければならない。
 - c) レースディレクションは、その構造が危険な状態にあると判断した場合、当該車両を失格とすることができる。
- 10 2日間競技会の場合、大会初日に病気またはその他避けられない理由により大会初日に参加できない場合、レースディレクションの決定により2日目の競技に参加することが認められる。ライダーまたはメカニックはスタート前までに車両を車検に提示しなければならない。
- 11 オーガナイザーが車両の登録用紙確認を要請した場合（公道を使用する場合）、そ

の確認作業大会前に行われなければならない、事前車検を必要とする場合は、それが特別規則に明記されていないなければならない。

5. 4. 1 代替燃料

バイオ燃料、水素や電気等の代替燃料の使用は、環境への有害度が低いことを前提として、トライアル技術規則に従い推奨される。

5. 4. 2 燃料補給

- 1 全ての車両の燃料補給はパドックで行われなければならない、その際には地面保護のために環境マットが使用されなければならない。本規則に違反した場合、当該ライダーは失格とされ、アシスタントのビブが回収される。
- 2 環境マットを使用せずに燃料補給を行った場合、環境コードに規定された**金銭**ペナルティーの対象となる。

5. 4. 3 アシスタントエリア – PA2

1. 特別な状況の場合、アシスタントエリアPA2が提供される。これは大会特別規則に明記され、条件はパドックと同じものとする。

5. 5 プラクティス/ウォームアップ

- 1 全てのライダーに適切な大きさのプラクティスエリアが設けられる。プラクティスエリアの特性は、イベントで使用されるセクションに相応するものとする。
- 2 プラクティスエリアは明確にマークで記され、出入口も示される。このプラクティスエリアは、ライダーが規則に基づいてプラクティスできるものでなければならない。
- 3 このプラクティスエリアはすべてのライダーに対して、規則または特別規則に発表するスケジュールに従って開放されなければならない。競技の開始以降、タイムテーブルに明記された時間以外及び/またはプラクティスエリア以外でのプラクティスは禁止される。
- 4 このエリアにイベント用のセクションを設けることは禁止されるが、すでにセクションにマークがつけられ、ライダーが進入できないように囲まれている場合は例外とする。
- 5 大会の初日前日、各ライダーは、プラクティスエリアへのアクセス、その場所、

当該クラスの開始時間及び終了時間に従わなければならない。

- 6 このプラクティスは、ライダーが義務ではなく自発的に行うものであり、ライダーの順位づけには考慮されない。
- 7 ライダーはプラクティスエリア内にいる間は、トライアル技術規則に明記されているヘルメット及びウェアを着用しなければならない。
- 8 ライダー及び待チンが受付及び車検を終了した後に、オーガナイザーに指定された場所以外でのプラクティスを行うことは認められない。
~~大会において、ライダー、アシスタント及びチームメンバーがプラクティスセッションの設定時間外に車両に乗車することは禁止される。~~
- 9 各日の競技前に、別に設けられるウォームアップエリアまたはウォームアップのためにプラクティスエリアを使用することが認められる。このエリアは全ライダーにそれぞれ第1ラップのスタート1時間前から解放される。
- 10 上記記載事項に違反した場合、事項5.17ペナルティーポイント、5.20金銭ペナルティー、5.19失格に準拠したペナルティーがレースディレクションによって決定される。
- ~~4.1 追加のペナルティーがFIMスポーツコードに準拠してFIMスチュワードパネルから科される場合がある。~~

5.6 セクション下見

- 1 オーガナイザーは、ライダーの為にセクション下見時間を、あらかじめ設定されたタイムスケジュールに従い設けなければならない。
タイムテーブルは掲示板に掲示される。本セクション下見はライダーの義務ではない。
- 2 モーターサイクルはコース及び/またはセクション内に入れることは出来ない。
- 3 ライダーはセクション内及び/またはセクションエンクロージャーに立ち入ることが認められる。
- 4 ライダーはパスによって身分を証明しなければならない。

- 5 当該ライダーのパフォーマンスに興味を持つ人物が、許可された時間以外にセクション内に進入した場合、当該ライダーに 20 ポイントのペナルティーが科され、更に最大 500 ユーロの金銭ペナルティーの対象となる。
- 6 セクション下見として設定された時間以外にセクション内にいたライダーには 20 ポイントのペナルティーが科せられ、最大 500 ユーロの金銭ペナルティーの対象となる。

5. 7 コース査察

公式タイムテーブルに記載されたスケジュールに従って査察が行われる。

5. 8 チーフセクションオブザーバーとのブリーフィング

- 1 各チーフセクションオブザーバーに対するブリーフィングは義務とされ、公式タイムテーブルに記載されたスケジュールに従って開催され、それは通常競技会初日前に行われる。
~~各セクションのチーフオブザーバーとのブリーフィングは、競技会前日に行われる。~~
- 2 ブリーフィングは、セクションテクニカルアドバイザー（CTRS）及び競技監督との協力によりレースディレクターが議長となり開始される。
- 3 トライアル規則に関する議論は行われない。本ミーティングの目的は情報及び指導要綱の提供とされる。
- 4 FIM トライアル規則並びに発行された指示書等の詳細を知ることは各チーフオブザーバーの責務でもある。
- 5 特例状況や実際に起こった事例等が説明される。
- 6 スコアラーに対するブリーフィングは、最終セクションでプロモーターによって行われる。

5. 9 ライダーとのブリーフィング

- 1 必要と判断された場合、ライダーとのブリーフィングが設定される。通常、競技前日のセクション下見以降とし、開催時間はタイムテーブルに発表される、
- 2 ブリーフィングは、レースディレクターが議長となり開始される。レースディレクションのその他メンバー及び FIM スチュワードパネルのメンバーは、このライダーとのブリーフィングへの出席を要請される。
- 3 大会に参加しているライダー、アシスタント、マニファクチャラーチームのマネージャー及び FIM チームマネージャーは、このブリーフィングに出席しなければならない。
- 4 このブリーフィング中、コース、セクション、安全及びその他大会に関する重要点が提示される。
- 5 トライアル規則に関する議論は一切行われぬ。開催の目的は情報の提供と指導とする。
- 6 ブリーフィングへの出席は、各ライダー及び各チームの義務であり、提示された注意事項及び指示を明記したすべての発行物に注意を払わなければならない。

5. 10 オートグラフセッション（サイン会）

- 1 オートグラフセッションはプロモーターによって開催される。
- 2 スケジュール及び継続時間は公式タイムテーブルに記載される。
- 3 プロモーターは全ライダーまたは指定したライダー達の参加を要請する。
- 4 セッションへの参加を要請されたライダーは、参加することが義務とされる。
~~ライダーは、オーガナイザーの設定するサイン会に参加を要請される場合がある。
更なる情報はプロモーターにより提供される。~~

5. 11 プレゼンテーション（選手紹介）

ライダーのプレゼンテーション（選手紹介）は、大会期間中に予定される。

本プレゼンテーションは義務とされ、更なる情報はプロモーターにより提供される。

5. 11の追記

5. 11 TDN/WTDN-FIM トライアル・デ・ナシオン/FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン

- 1 エントリーチームによる開会式が大会期間中に予定される。更なる情報はプロモーターによって提供される。
- 2 ライダー及び各チームマネージャーの参加は義務とされる。
- 3 開会式のスケジュール及び詳細は大会特別規則に明記される。
- 4 ライダー及び/またはチームマネージャーの出席が無い場合、最高500ユーロの金銭ペナルティーが科せられる。

5. 12 クオリフィケーション（予選）

5. 12. 1 クオリフィケーション（予選）の運営

- 1 競技会初日の前日に Q1（クオリフィケーション 1）及び Q2（クオリフィケーション 2）を含むクオリフィケーション（予選）が開催される。
- 2 クオリフィケーション（予選）への参加は義務とする。Q1 及び Q2 に参加しないライダーは競技に参加することは出来ない。全ライダーは真剣に成功を試みなければならない。レースディレクションにより真剣に取り組んでいないと判断されたライダーにはペナルティーが科せられるか失格とされる。
- 3 FIM/プロモーターとともにレースディレクションは予選に使用するセクションを競技に使用されるセクションから選択する。
- 4 クオリファイ（予選）の時間は各大会のタイムテーブルに発表される。
- ~~5 ライダーの予選スタート順は、各クラス抽選が行われる。抽選は受付及び車検終了直後に行われる。~~
- 5 クオリファイ（予選）は、当該選手権の開催選手権により下記の順番に開始され

る。

- a) トライアルEカップ
- b) トライアル2ウィメン
- c) トライアル 125
- d) トライアル2
- e) トライアルGPウィメン
- f) トライアルGP

- 6 Q1 のスタート順は、各クラス抽選が行われる。抽選は受付及び車検終了直後に行われる。
- 7 抽選は、ライダー、オフィシャル及び中立者により管理・確認される。定められた数の人員が立ち会っても良いが、レースディレクションの許可が必要とされる。
- 8 各クラスの全ライダーがQ1 セクションを一度のみ抽選の順番に走行する。

Q1 及び Q2

- 9 タイム及びペナルティーの管理により、ライダーの~~スタート順~~順位決定に反映される。
- 10 ペナルティーポイントを得ずに当該クラス内で最も早く走破したライダーが勝者となる。
- 11 ペナルティーポイントが無く、2 番目に速かったライダーが 2 番目となり、以下続く。
- 12 ペナルティーポイントの無い全ライダーに順位が付けられた後ろにタイム順にペナルティーポイントに従って順番が付けられる。
- 13 各クラスの Q1 勝者は、当該クラスの Q2 で最後に競技をスタートする。各クラスの Q2 勝者は競技を最後にスタートする。2 番目のライダーが最後から 2 番目にスタートする。
- 14 何らかの不可抗力によりレースディレクションが Q1 をキャンセルする場合、最

も近い選手権順位が適用される。順位のないライダーの場合、スタート順を決めるための抽選が行われるが、常にそのようなライダーが最初にスタートすることとなる。

15 レースディレクションが Q2 を不可抗力によりキャンセルする場合、各クラスの Q1 の結果が、競技のスタート順を決定する為に適用される。Q1 結果に対して選手権ポイントは与えられない。

16 順位のないライダーの場合、スタート順を決めるための抽選が行われるが、常にそのようなライダーが最初にスタートすることとなる。

~~17 予選セッションは、タイムテーブルに準拠したフリープラクティス時には解放される。(1ライダー1回のみ)~~

5. 12. 2 クオリフィケーション (予選) ランキング

1 Q1 のランキングは Q2 のスタート順を決定するためにのみ使用される。

2 各クラスの Q2 の最終順位は、競技のスタート順を決定する為に使用される。

5. 12. 3 結果に対するポイント

1 下記の通り各クラスにおける Q2 の上位 3 名に対し選手権ポイントが与えられる。

1位 3ポイント

2位 2ポイント

3位 1ポイント

2 Q2 において与えられた選手権ポイントは選手権ポイントに加算されるものとし、当該大会へのリザルトやランキングに直接的に影響はしない。表彰式は当該競技日の結果に対してのみ行われる。

5. 12 の追記

5. 12 TDN/WTDN-FIM トライアル・デ・ナシオン/FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン

3 クオリフィケーション (予選) は 1 回のみ行われる：トライアル・デ・ナシオン

世界選手権、インターナショナルトロフィー及びウィメンズトライアル・デ・ナシオン。

- 4 チームマネージャーは、チームに付き2名のライダーを選択し、スタート順も明記されなければならない。選抜されたライダー名とスタート順は受付時まで提出されなければならない。
- 5 クォリフィケーション（予選）の参加は義務とする。参加しなかったチームは、当該競技への参加が認められない。ライダー全員は真剣に成功を試みなければならない。レースディレクションにより真剣に取り組んでいないと判断された当該チームは失格とされる。
- 6 FIM/プロモーターとともにレースディレクションはクォリフィケーション（予選）に使用するセクションをトライアル・デ・ナシオンに使用されるセクションから選択する。
- 7 クォリフィケーション（予選）時間：トライアル・デ・ナシオンのクォリフィケーション（予選）時間は大会のタイムテーブルに発表される。
- 8 チームクォリフィケーション（予選）のスタート順はクラス毎に抽選で決定される。
- 9 各チームの2名のライダーは抽選に従って順番にスタートする。スタート順はチームマネージャーから伝達される。
- 10 各チームの2名のライダーの内、良い成績のライダーのリザルトが競技におけるチームのスタート順に適用される。
- 11 トライアル・デ・ナシオンのクォリフィケーション（予選）は下記の順番に行われる。
 - g) インターナショナルトロフィー
 - h) FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン
 - i) FIM トライアル・デ・ナシオン世界選手権

5. 12. 4 クォリフィケーション（予選）におけるタイ

Q1

- 1 2名以上のライダーが同数のペナルティー及びタイムとなった場合、Q1 での抽選が順位を決定する。
- 2 抽選で数の少ないライダーが優先される。
- 3 最低2名のライダーが Q1 クオリフィケーションセクションで失敗した場合、抽選で小さい数字となったライダーが優先され、その次に少ない数字のライダーと続く。

Q2

- 1 2名以上のライダーが同数のペナルティー及びタイムとなった場合、Q1 のランキングで順位を決定する。
- 2 Q1 で良い順位のライダーが優先される。
- 3 最低2名のライダーが Q2クオリフィケーションセクションで失敗した場合、Q1 で最も良い成績のライダーが優勝とされる。

5. 1 2. 4の追記

5. 1 2. 4 TDN/WTDN-FIM トライアル・デ・ナシオン/FIM ウィメンズト ライアル・デ・ナシオン

TDN クオリフィケーションでタイが生じた場合

- 7 2つ以上のチームの最も成績の良いライダーが同じペナルティー及びタイムであった場合、2番目のライダーの成績でチーム順位を決定する。
- 8 2番目のライダーの結果でも順位を決定できない場合、クオリフィケーション(予選)時点の抽選結果によってスタート順を決定する。
- 9 抽選で最も低い数字を引いたチームが優先される。

5. 1 3 コース

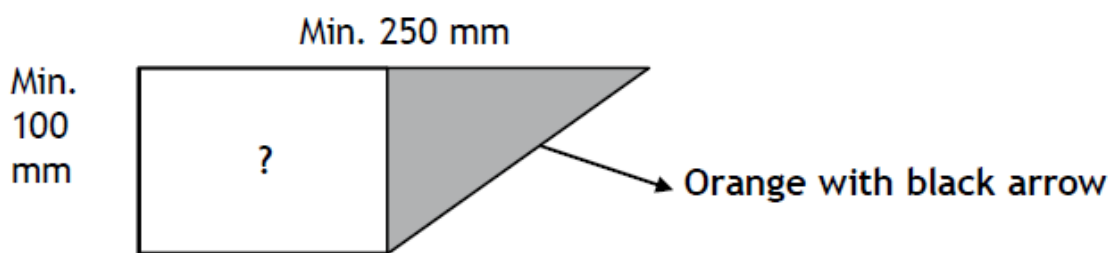
- 1 コースは一方通行のみとする。例外的事情において、両側通行が不可欠である場合や観客通路との併用を避けられない場合には、トラックを別に分ける、常にオフィシャルを配置するといった特別な安全対策が取られなくてはならない。
- 2 大会がクローズドサーキットで開催される場合、参加者が一般公道（一般車両を遮断することに対する地元行政の許可を得るとともに警官またはオフィシャルによってそれを管理することができない場合）を使用することなくコース（パドックから全てのセクションに行きパドックに戻る）を完了できるものでなければならない。
- 3 不可抗力又は安全上の理由から、オーガナイザーの了解を受け、オーガナイザーの責任の基、レースディレクションはコースを変更することが出来る。

5. 13. 1 距離

- 1 コースは2周とし、各ラップのコース距離は20 km以内とする。
最低 10 km以上のコースが推奨される。
- 2 2日間に亘って行われる場合、同じコースが両日ともに使用されなければならない。

5. 13. 2 コースマーキング

- 1 コースは下記に示されるアロー（方向指示矢）によってマークされる：



縦：最低100mm 横：最低250mm オレンジ色で黒いアロー

- 2 ?印がついた白い四角の中にはセクションナンバーが明記される。
この赤いアロー（矢印）がライダーのコースを進む方向を示す。
- 3 すべてのアロー（指示矢）は防水材質製でなければならない。
- 4 コースはライダーがセクション下見する際に完全にマーキングされていなければ

ならない。

5. 14 セクション

- 1 CTRS 以外のいかなる者もモーターサイクルを使用してセクションのテストをしてはならない。FIM/オーガナイザーは、サインを使用し、セクション周囲の長さ及び/またはセクションを具現化する。本条項12を除く。
- 2 各セクションは他のセクションとは全く別個のものとし、天候状況により修正可能なものでなければならない。
- 3 異なったカテゴリーのためにセクション内には異なったルートが設けられなければならない。
- 4 セクション全般的に人工的な要素または素材で制作されたものは避けなければならない。また、場合によってレースディレクションによって拒否される。
- 5 各セクションには、“セクション開始(Section Begins)”と“セクション終了(Section Ends)”の位置がサインによって明確に示されなくてはならない。各セクションには、通し番号が明確に記されていないなければならない。
- 6 セクションマーキングはレースディレクションによるセクション査察/ライダーによるセクション下見前に完了していなければならない。
- 7 ゲートは、セクションの幅が狭くなる全ての通路に設けられる。各ゲートには、適切な色が使用されたサイン（矢印）が左右に設置される。このゲート間の最低幅は 120cm とする。同じ色で規制されたすべてのゲートは、当該クラスのライダーによって使用される。
- 8 各クラスのゲートの色は
 - FIM トライアル世界選手権トライアル GP : Trial GP 赤
 - FIM トライアル 2 世界選手権 : Trial 2 青
 - FIM125 cc トライアル世界選手権 : Trial125 緑
 - ウィメンズ世界選手権 : Trial GP Women 紫
 - ウィメンズワールドカップ : Trial2 Women 黄
 - ~~(Trial125 と同日に開催されない)~~
 - トライアルEカップ : Trial-E cup 緑

(Trial125 と同日に開催される)

- FIM トライアル・デ・ナシオン：TDN 赤
- FIM トライアル・デ・ナシオン—インターナショナルトロフィー 青
- FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン 紫

- 9 ライダーは、当該クラスのゲート間を通過しなければならない。
- 10 ゲート、テープ、マーカー、または支柱が破損した場合、次のライダーが**セクションに入る通過する**前に修復されなければならない。競技監督は、各セクションに予備のテープとマーカーが十分用意されているようにする。
- 11 テレビを目的とした場合及びプロモーターからの要請により、FIM/レースディレクションはモーターサイクルに乗車する人物を受け入れる場合がある。全競技またはクオリフィケーションの一部及び/あるいは通常のセクションでイベントの前日に関して認められる。クオリフィケーションセクションを含む最大4セクションに限定される。人物名及びこの目的の為に選択されたセクションの番号は公示される。如何なる場合においても、当該人物は、当該競技会にライダーとして参加している者であってはならない。

5. 14. 1 安全確保とセクションのレベル

- 1 大会開催前、セクションテクニカルアドバイザー(CTRS)及びレースディレクターは、セクションの検証を行う全権を所持している。
- 2 彼らは、セクションの長さ、安全性及び難易度について決定を下す。彼らの決定は最終のものとし、即座に改修されなければならない。
- 3 不可抗力の場合やセクションが難し過ぎたり、危険過ぎる場合で改修が不可能と判断された場合、当該セクションはキャンセルとされる。
- 4 競技結果が有効とされるためには、各クラス、カテゴリーの全ライダーが、最低総セクション数の2分の1プラス1以上走行できなければならない。

5. 14. 2 セクションの数

- 1 全選手権及びプライズにおけるセクションの数は 15 セクションの 2 ラップとする。1 日の競技は、総セクション数 30 で行われる。
- 2 セクションは常に番号順にトライされなければならない、但し、事項 5.11 コースに記載のある場合を除く。セクションはレースディレクションの決定に従い、セクションは番号順とならない場合もある。レースディレクションのみがセクション番号順に関する決定権を有する。

5. 1 4. 3 セクションの修正またはキャンセル

- 1 競技会中、同一クラスの一人またはそれ以上のライダーが通過した後何らかの理由によりセクションが修正された場合、レースディレクションは、このセクション修正が認められるかどうか判断し、当該セクションにおける同一クラスの全ライダーの結果を有効とするため、当該大会及び/あるいは次大会セクション修正を認めるか、当該セクションを禁止とするか決定する。
- 2 すべてのライダーが通過する以前に、“不可抗力”の理由によってあるセクションを使用中止にしなければならない場合、当該セクションではどのライダーにもペナルティーは与えられない。
- 3 このセクションの手前でライダーが列を作って待っていた場合、そのライダーたちは次のセクションでこの列の順番通りに並ぶ。イベントのトータルタイムは、トライアルのセクションが廃止された場合でも変更されない。
- 4 レースディレクションは、同一競技会中にセクションを修正する事が来る。
- 5 修正されたセクションに関する情報はライダーに告知されなければならない。

5. 1 4. 4 セクションにおけるオブザーション

- 1 セクションは、当該セクションを担当するセクションオブザーバーによって管理される。
- 2 ライダーの競技開始前
 - セクションへのアクセスは事項 5.5 セクション下見に準拠していなければならない。
- 3 ライダーの競技開始後

- チーフセクションオブザーバーが退去を命じるまで、ライダーはセクションに到達することが出来、常にセクション内に滞在することが出来る。
- アシスタント（グリーンピブ）は、自分の担当するライダーがセクションまたはコリドー内にいる場合でチーフセクションオブザーバーの許可を得た上で、セクション内に入ることが出来る。

4 セクションイン

- 車両のフロントホイールスピンドルが“セクション開始”のサインを通過した時点とし、フロントホイールはリアホイールより前にある状態でなければならない。

5 セクションアウト

- マシンのフロントホイールスピンドルが2つのセクション終了サインの間の仮定線を通じた時点とし、フロントホイールがリアホイールより前にある状態でなければならない

6 エンドサイン前のセクション退出

- セクションで失敗したライダーは、オブザーバーが指示したときにセクションを退出しなければならない。
- もし、状況が許す場合、チーフセクションオブザーバーは、失敗後も当該セクションを継続して通過することを認めることが出来る。

7 妨害

- ライダーがオブザーブドセクションをトライしている間に、なんらかの許可されない妨害によってそのトライが阻止された場合、妨害が生じたとみなされる。ライダーが妨害を主張した場合、チーフセクションオブザーバーのみが、彼の判断によって当該セクションの再トライを許可することができる。チーフセクションオブザーバーの決定は最終的のものとする。
- 再トライが許可される場合、ライダーは当該セクションを完全に行うことができる。
- 最初のトライで妨害が発生する前に得たペナルティーポイントはそのまま継

続される。このペナルティーポイントは、再トライし、障害が発生した地点以降に加算される新たなペナルティーポイントに合算される。

5. 14. 5 セクションコリドー

- 1 各セクションの入り口のセクションビギンサインの直前には、コリドーが設けられる。当該セクションオブザーバーによって監督される。
- 2 このコリドー入口は、最低2名のライダーがマシンにまたがったまま列を作って待機し、セクショントライに向けて準備できるものとする。
- 3 セクションコリドーに進入する際、ライダーの優先権は下記のとおりとなる
 - 1ラップ目のライダーが2ラップ目のライダーより優先される
 - 事項2.10に準拠する。
 - アシスタントは上記優先順を邪魔してはならない。
- 4 各セクションエンドパネルの直後に、セクションオブザーバーが管理するセキュリティーエリアが設けられる。
- 5 このセキュリティーエリアはライダーがセクションから退出後にオブザーブされることなくパンチカードにパンチを受けるフリースペースとする。

5. 14. 6 セクションエンクロージャー/チームエンクロージャー

- 1 セクション開始地点からセクション終了地点までのセクションエンクロージャーがセクション境界線より外側に設けられる。オフィシャル及び/またはセクションオブザーバーによって管理される。
~~オブザーバーセクションエリアが、コリドー入口からセクションエンドまでのセクション境界線の外に設けられ、オフィシャルまたはセクションオブザーバーによって管理される。このエンクロージャーの外側のリミットが観客用のバリアーを形成する。~~
- 2 ライダー、アシスタント、レースディレクションメンバー及びプレスのみがこのエンクロージャー境界内に認められる。
- 3 全イエロービブ装着者は、イエローテープで仕切られマークされた境界内である

チームエンクロージャーに入ることが出来る。

5. 15 タイムコントロール及び持ち時間 (タイムアロワンス)

5. 15. 1 タイムコントロール

- 1 電子式タイムコントロールシステムが、TC (タイムコントロール) ポイントでライダーのスタート及びフィニッシュ登録に使用される。
- 2 タイムコントロールは略称 T.C.とし
 - a) T.C. 0 - 第1ラップスタート
 - b) T.C. 1 - 第1ラップフィニッシュ
 - c) T.C. 2 - 第2ラップスタート
 - d) T.C. 3 - 第2ラップフィニッシュ
- 3 全ライダーは、指定された T.C.2 タイムに従ってスタートすることが認められる。
- 4 電子コントロールシステムを通過したら、ライダーのタイム (時/分/秒) がオフィシャルタイムキーパーによって記録される。
- 5 競技開始時間は、クォリフィケーション (予選) 終了後に発表される。
- 6 タイムコントロールに関するペナルティーは事項 5.17 を参照。
- 7 ライダーは、FIM/プロモーターが承認した計時システムならばどのタイプのものであっても受け入れなくてはならない。

5. 15. 2 個人の持ち時間 (タイムアロワンス)

- 1 各ライダーのスタートからフィニッシュタイムコントロールまでの認められたラップタイムは、第1ラップは2時間45分、第2ラップは2時間15分とする。
- 2 各ライダーの第2ラップのスタートタイムは、通常、第1ラップのスタートタイムから3時間5分後となる。
- 3 ラップ間の休憩時間は20分間とする。

~~が、レースディレクションによって最大 60 分間までの延長が認められる場合がある。~~

- 4 レースディレクションは、最大 60 分間までの延長を認めることが出来る。
- 5 ライダーが自分に割り当てられた時間より遅れてスタートした場合でも到着時間の変更はされない。タイムペナルティーは、事項 5.17.1 に明記される。
- 6 レースディレクションによって決定された以降であっても、CTRS はセクションを修正することが認められる。ライダーの持ち時間の変更は行われない。

5. 16 大会からの離脱

大会にエントリーし、レースディレクションの許可を得ずに立ち去ったライダーは、事項 5.20 金銭ペナルティーの対象となる。

5. 17 スタートの間隔

- 1 スタートの間隔は、1 分間隔とする。

5. 17 の追記

5. 17 TDN/WTDN-FIM トライアル・デ・ナシオン/FIM ウィメンズ トライアルデ・ナシオン

- 2 各チームとも全てのチームメンバーが同じスタートタイムとなる。各チーム間のスタートの間隔は、3 分とする。
- ~~3 この件に関する決定は、競技開始前日にレースディレクションによってなされる。~~

5. 18 競技のスタート順

- ~~1 クォリフィケーション（予選）結果により競技のスタート順が決定される。~~
- 1 ライダーはクォリフィケーション（予選）に参加しなければならない。
- 2 クォリフィケーション（予選）Q2 結果で、競技のスタート順を決定する。
- 3 Q2 の結果に続き、ライダーのスタート順が発表される。
- 4 競技開催順は、当該大会の開催クラスにより下記のとおりとなる。

- a) トライアルEカップ
- b) トライアル2ウィメン
- c) トライアル 125
- d) トライアル2
- e) トライアルGPウィメン
- f) トライアルGP

5. 16の追記

5. 16 TDN/WTDN-FIM トライアル・デ・ナシオン/ウィメンズトライアル デ・ナシオン

~~5 チームは全員同時にスタートし、チームは2つのグループに分かれる。初めの5
チームは前年の世界選手権順、選抜チーム及び世界選手権グループと同じグル
oupを要望したチームとする。その他チームはインターナショナルトロフィーグル
ープに分類される。CTRビューローはグループ分けに関して最終判断を下す。~~

5. 19 ペナルティーポイント

5. 19. 1 タイムコントロール (TC) におけるペナルティーポイント

- 1 毎分またはタイムコントロールへの遅れ：
~~スタートエリアへの到着遅れ及びラップ1またはラップ2フィニッシュ時の遅れ~~
1分毎に： 1ポイント
- 2 タイムコントロールに20分以上遅れたり、幾つかのタイムコントロールで科さ
れたペナルティーが20ポイントを超えた場合： 失格
~~第1ラップ及び第2ラップのスタート及びフィニッシュに20分以上遅れた場
合に~~ 失格
- 3 ライダーが、第1ラップのアライバルタイムコントロール (TC1) に遅れた場合
であっても、第2ラップ (TC2) のスタート時間は変更されない。
本条項に関するタイムペナルティーは1ポイントとされ、休憩時間は TC1 に送れ
た分だけ短縮される。

5. 19. 2 フォルトに関するペナルティーポイント

5. 19. 2. 1 セクションエリア内におけるフォルトに関するペナルティーポイント

- 1 セクション内とはコリドー及びエンクロージャーを含む。
- 2 セクションでライダーがスタート前に失敗のペナルティーとなった場合、このペ

ナルティーは当該セクションでのペナルティーとされスコアシステムに記録される。オブザーバーはセクションを通過することを許可することができる。

3 以下の行為は失敗とされる

- ライダーがオブザーバーに申告した上でセクションインしない場合
- コリドーにマシンを置きっぱなしにした場合
- アシスタントがコリドーに進入した場合
- コリドー内で如何なる外部援助をも受けた場合

失敗： 5ポイント

5. 19. 2. 2 トライ中におけるセクション内でのフォルトに関するペナルティー

1 ペナルティーに関する疑義が生じた場合、オブザーバーは常にライダーに有利は判定をする。

2 下記に記す全てのペナルティーポイントはライダーに対するものであり、スコアシステムに記録される。

~~3 セクションでライダーがスタート前に失敗のペナルティーとなった場合、このペナルティーは当該セクションでのペナルティーとされスコアシステムパンチカードに記録される。オブザーバーはセクションを通過することを許可することができる。~~

- | | | | |
|----|---|----------|-------|
| a) | — | フォルト0回： | 0ポイント |
| b) | — | フォルト1回 | 1ポイント |
| c) | — | フォルト2回： | 2ポイント |
| d) | — | フォルト3回以上 | 3ポイント |
| e) | — | 失敗 | 5ポイント |

3 フォルトの定義

- ライダーの一部または彼のマシン（タイヤ、フットレスト、マッドガードおよびエンジンプロテクションプレートは除く）の一部が地面、または障害物（木、岩、等）に接触すること1回につき1フォルト

4 失敗の定義

- ライダーがセクション状況を変化させた
- ライダーがセクション内でトライ中にカットオフスイッチのランヤードに接続していなかった
- マシンがコース進行方向に前進する動作を停止した
- ライダーまたはマシンが、直接的にマーカーを破損したり、移動または倒したりオブザーバーが修正しなければならない状況にした
- どちらかのホイールが乗り越えたり、上を通過したりまたはマーカーまたはマーカーサポートの反対側を通過した
- 方向にかかわらず、マシンが他のカテゴリーのゲートを通過した
- ライダーまたはマシンがセクション境界テープまたは内部区分テープを破損した
- ホイールがテープの上を通過し反対側に着地した
- 完全なループ後、モーターサイクルのホイールが自分の別のホイールの軌跡を交差した
- ライダーがマシンから落ちて、両足をマシンの片側、あるいはマシンのリヤホイールアクスルより後方の地面に着いた場合。
- ライダーまたはマシンが外部からの物理的援助を受けた場合
- アシスタントがオブザーバーの許可なくセクション内に進入した
- アシスタントがセクション状況を変化させた
- アシスタントがライダーまたはマシンに物理的援助を行った

5 全ての失敗は、オブザーバーのホイッスル（笛）が即座に鳴り響くことで示され

る。

- 6 上記の中で一番重いペナルティーのみが当該セクションに関して有効とされる。
- 7 セクションオブザーバーにより与えられたペナルティー自体がペナルティー対象の行為を証明する。
- 8 スコアシステム及び/またはパンチカードに過ちがあったが、ライダーが訂正を受けないまま通過してしまった場合、可能な限り早くタイムキーピング/リザルトマネージャーに連絡しなければならない。FIM レースディレクター及び競技監督が暫定結果に署名する前になされなければならない。
- 9 ライダーがセクションミスをした場合、そのセクション毎に 10 ポイントのペナルティーが科される。ペナルティーポイントは当該ラップの終了時点にリザルトサービスにより加算される。
- 10 ライダーがセクションを番号順に通過しない場合、そのセクション毎に 10 ポイントのペナルティーポイントが科される。ペナルティーポイントは当該ラップの終了時点にリザルトサービスにより加算される。

5. 20 イエローカード

- 1 各チーフセクションオブザーバーには“イエローカード”が発行される。この“カード”はA6サイズ（ポケットに入る大きさ）で丈夫な材質（厚紙、またはプラスチック）でできたものとする。
- 2 各レースディレクションメンバーには同タイプのイエローカードが支給される。
- 3 イエローカードは、如何なるライダー及び/またはアシスタント及び/または FIM トライアルチームマネージャー及び/またはマニファクチャラーチームマネージャー及び/または TDN マネージャーに対し、トライアル規則の不履行に関して他の罰則を考慮せずに与えられる。ライダーには、更に最大 500 ユーロまでの金銭ペナルティーが科される場合がある。
- 4 セクションオブザーバーは下記の場合イエローカードを通告する。

- セクションオブザーバーはライダー及び/または彼のアシスタントに対し状況または取られた行動について指導をする。もし、事前警告後も彼らの内ひとりでもオブザーバーの指導に従わずに決定に反論したり、乱暴な振る舞いをした場合
- チーフセクションオブザーバーがペナルティーを通告した後に、ライダーまたはアシスタントがセクションオブザーバーと議論したり、ライダーが車両から降りてセクション内を歩いたりした場合。
- イエローカードの発行は絶対的なものであり、FIM規律及び裁定規定事項4.1に準拠し、如何なる抗議も受け付けられない。その後、オブザーバーはこの情報をタイムキーピング/リザルトサービスに伝えなければならない。如何なる場合においてもFIMレースディレクター及び競技監督が暫定結果に署名しなければならない。

- 5 競技会中の各イエローカード違反には、タイムキーピング/リザルトマネージャーにより総スコアに5ポイントのペナルティーポイントが加算される。レースディレクションは金銭ペナルティーの是非について決定する。

5.21 失格

- 1 下記の規則違反は自動的にライダーを当該大会から失格とする。
- 2 アシスタントビブが回収される。
- 3 レースディレクションによる更なるペナルティーが科される場合がある。
- 4 失格となった場合、当該大会でライダーが得た結果が無効とされ、ポイント、賞典またはメダルすべてが没収となる。
 - a) ヘルメットをかぶらずにモーターサイクルに乗車した
 - b) マーキングを失った（事項5.3 車検）
 - c) イベント中にモーターサイクル、またはライダーを交代した
 - d) 承認されていないタイヤを使用する、またはオリジナルのタイヤと異なる構造、プロフィール、またはコンパウンドのタイヤと交換した
 - e) 許可されていない燃料を使用した
 - f) FIMアンチドーピング規定に明記されているアンチドーピング違反
 - g) ライダー及び/またはアシスタント及び/またはチームマネージャーが、逆走

した場合や自分が離れた地点からコースに戻らなかった場合(事項 2.10 ライダーの行動及び援助) 更に、事項 5.21 ビブ装着者へのペナルティーの対象ともなる。

- h) チーフセクションオブザーバーの許可を得ずにセクション内でモーターサイクルに乗車した。(事項 2.10)
- i) 同一大会においてイエローカード 3 枚を発行された場合 (事項 5.1849)
- j) パドックまたは公式給油エリア以外で燃料補給をした (事項 5.3.2)
- k) モーターサイクルの構造または状態が危険を及ぼす恐れがある (事項 2.10)
- l) FIM 技術規則事項 O1.19 に規定された最低重量に準拠していない
- m) FIM 技術規則事項 O1.79 に規定された音量規定に準拠していない
- n) ライダー以外の者が、当該ライダーの車両を全コースに沿って乗車または押し歩いた (事項 2.10)
- o) ライダーが、事項 2.10 ライダーの行動及び援助に規定されている以外の援助を受けた。
- p) ライダー及び/またはアシスタントが無線、ブルトウースまたはその他のタイプの通信機器をヘルメットまたはそのサポートに装備または使用した。
- q) ライダーが最善を尽くさない場合及び/または競技中に他のライダーの援助をしている場合。
- r) ライダーのオフィシャル、セクションオブザーバーまたは大会に関係するその他人員に対する無礼な態度
- s) **タイムコントロールに 20 分以上遅れたり、幾つかのタイムコントロールで科されたペナルティーが 20 ポイントを超えた場合**
~~ラップ 1 またはラップ 2 のスタートまたはフィニッシュに 20 分以上遅れた。~~
- t) **彼のアシスタントビブが回収される。(FIM に確認中)**

5. 2.2 ライダー及び/またはアシスタント及び/またはチームマネージャーに対する金銭的ペナルティー

- 1 下記罰金が、ライダー及び/またはアシスタント個人または双方に複数科される場合がある。
- 2 これらペナルティーは、レースディレクションによって科される。
- 3 以下の場合、最大 500 ユーロまでの罰金が科される。
 - 大会の開始の最低 24 時間前までに FIM/プロモーターに申告せずに大会に不参加となったライダー
 - 事項 5.14 にあるとおり大会会場から離れた

- ライダーのパフォーマンスに興味を持つライダーまたはその他人物が、セクション下見時間として許可されている時間以外にセクション及び/またはセクションエンクロージャーに進入した。
 - 事項 2.10「ライダーの行動及び援助」及び事項 2.11「アシスタントと援助」、及び/または 2.12「マニファクチャラー”、“FIM トライアルチーム”、“TDN” チームマネージャー及びアシスタント」に従わない場合、他のペナルティーとは別に科される。
 - ライダーまたはアシスタントまたはチームマネージャーによるオフィシャル、セクションオブザーバーまたは大会に関係するいかなる人物に対する不適切な言動の場合。結果的に失格となる場合もある。
 - ライダーが表彰式、選手権フォトセッションまたは記者会見に FIM レースディレクションの承認なしに遅れるか欠席した場合。
 - ライダー及び/またはチームが TDN または WTDN の開会式に遅れるか欠席した場合。
- 4 レースディレクションは FIM スチュワードパネルに更なるペナルティーを提案することが出来る。

重大な規則違反があった大会において、コンストラクター、チーム及び/またはピブ装着者は、当該年の全てまたはシーズンの一部に関するピブの使用権利を失う場合がある。

5. 23 ライダー及び/あるいはアシスタント、チームマネージャーに対する金銭ペナルティー

以下のペナルティーがマニファクチャラー、チームまたはピブ装着者個人または連带的に科される。これらペナルティーはレースディレクションによって科される。

下記の各行為には最高 500 ユーロまでの罰金が科される。

- 大会の一般的条件であるオフィシャル、プロモーター及び/またはオーガナイザーにより公示された事項を遵守しない場合。
- これにはパドックアクセス、その他規制事項、タイムテーブル及び/またはその他規則

も含まれる。

- 一 重大な規則違反のあった場合、マニョファクチャラー、チーム及び/またはピブ装着者は、スポーツシーズンの一部または全てでこのピブの使用する権利を失う危険が伴う。

5. 21 ~~ピブ装着者に対するペナルティ~~

- ~~1 事項「マニョファクチャラー・チームマネージャー、FIM トライアルチームマネージャー、トライアル・デ・ナシオン及びアシスタンスに違反した場合、事項 5.21 に抵触することなく下記罰金が科される。~~

~~1回目： 100 ユーロ~~

~~2回目： 200 ユーロ~~

~~3回目： 500 ユーロ~~

5. 24 イベント終了前の中止

- 1 レースディレクションが一つのカテゴリーの全てのライダーが終了する前に競技を中断する場合、下記に規定する手順にて停止前と可能な限り同じ状況でからレースを再開し、コース上にいるライダーには追加の持ち時間が加算される。停止時間は 90 分を超えてはならない。
- 2 レースが再開できない場合や当該カテゴリーのライダーがセクション数の半分を消化していない場合、当該カテゴリーの競技は無効と宣言される。国際審査団がこの時点以降に競技を停止した場合、競技結果は有効とされる。
- 3 大会の一時停止または中止の手順：
 - 一 競技を中断する決定が出される。全チーフセクションオブザーバーに連絡され、時間、セクション、エンクロージャー、コリドーまたはコースにいる全ライダーの状況を記録する。
 - 一 全ライダーに競技監督から伝達された状況を伝える。その後、状況をレースディレクション競技監督に報告する。
- 4 競技が継続される場合、全ライダーが競技停止前と可能な限り同じ状況で再開する手順を取る。

5. 25 スコアシステム - エレクトロニック

- 1 各セクションには FIM/プロモーターから一つまたは幾つかのエレクトロニック携帯デバイスが配布される。このデバイスはスコアシステムの一部であり、各ライダーの公式スコアを記録する。
- 2 スコアのエレクトロニックの記録は各セクションのオブザーバーによって行われる。
- 3 このエレクトロニックリザルトは、レースディレクションの承認の上発行される公式結果の作成にも用いられる。
- 4 エレクトロニックリザルトは、全てのケースにおいてバックアップとして用いられる他のシステムより優先される。
- 5 ライダーは、各セクションオブザーバーによって記録されるエレクトロニックペナルティーを知る権利を有する。

5. 25. 1 スコアシステム – バックアップ

- 1 FIM/プロモーターは、エレクトロニックリザルトの捕捉または変わるものとしてその他システムをバックアップとして適用する場合がある。
- 2 ライダーもまた FIM/プロモーターから各ラップの個人的なバックアップを受けることが出来る。このシステムはスコアシステムの一部とするが、あくまでもバックアップとする。
- 3 ライダー自身のみがそれを持ち運ぶことが認められ、各セクションにおいてオフィシャル及び指示されたメソッドに従って確実に記録されることに関する責任を有する。
- 4 ライダーは、オフィシャルが要求した場合、それを提示しなければならない。
- 5 紛失してはならず、良い状態に保ち、内容が読み取れる状態でなければならない。
- 6 ライダーは、このシステムを紛失した場合及び使用されなければならないことに関する責任を有する。

~~4 スコアの記録は各セクションにおける電子スコアシステムで行われる。~~

- ~~2 ライダーには、FIM/プロモーターからラップごとにバックアップ資料として使用される不溶材質でできたスコアカードが個々に供給される。~~
- ~~3 ライダーのみがスコアシステムを持ち運ぶことが出来、スコアをオブザーバーによって記録してもらう責任を有する。~~
- ~~4 ライダーは、オフィシャルの要請によってスコアシステムを提示しなければならない場合がある。~~
- ~~5 パンチカードにミスがあった場合、すべての四角部分に孔が開けられ、正しいペナルティーを示す四角のみがそのままとされる。~~
- ~~6 ライダーは、パンチカードが自分のライダーナンバーと相応するものか確認しなければならない。次のラップについても同様とする。~~
- ~~7 スコアシステム及びパンチカードを紛失してはならず、良い状態に保ち、常に記載内容が読み取れる状態でなければならない。~~
- ~~8 ライダーのスコアシステム及び/またはパンチカードを紛失した場合、レースディレクションは“セクションミス”のペナルティーとするか判断する。~~
- ~~9 ライダーが各ラップ最終セクション終了後速やかにタイムキーピング/リザルトマネージャーに提出されなければならない。~~

5. 26 競技結果

- 1 各日のウィナーは、事項 5.17「ペナルティーポイント」に基づくポイントが一番少なかったライダーとする。
- 2 結果表には以下の情報が含まれていなければならない。
 - ロゴ、FIM 選手権及びプライズの総称
 - 異なる選手権ロゴ (TrialGP、Trial2 等)
 - タイトル、会場名、開催日、主催国協会名、IMN (国際競技会) ナンバー、オーガナイザー/モトクラブ、大会のクラスまたはカテゴリー
 - 順位、ゼッケン、氏名、国籍、所属国協会名、ライダーの使用したモーターサイクルマニュファクチャラー名、チーム名称 (ある場合)
 - 成績
 - FIM レースディレクター名、競技監督名及びその署名、結果発表時刻

5. 26の追記

5. 26 TDN&WTDN-FIMトライアル・デ・ナシオン/FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン

- 3 3つの異なる順位付け（世界選手権、ウィメンズ世界選手権及びインターナショナルトロフィー）が確立される。チームの結果のみが発行される。
- 4 チームが順位を得るためには、各チーム最低 2 名のライダーが完走しなければならない。
- 5 その他追加情報及びタイムペナルティー（全ライダー及びチームのもの）は、順位表にチームペナルティーとして記載される。
- 6 FIM トライアル・デ・ナシオン（世界戦選手権及びインターナショナルトロフィー）の優勝チームは、事項 5.17 に明記されているポイント総数の少ないライダーによるチームで、各セクションにおける各チームの上位 2 名の成績が適用される。
- 7 チームが 3 名以下で競技を終了した場合、各セクションにおける不足スコアとして 5 ポイントが加算される。
- 8 2 名のライダーによるチームは、各ラップ、各セクションの全ての結果が適用される。
- 9 1 名のライダーのみが競技を終了した場合、チームは最終順位に含まれない。

5. 26. 1 予選終了時点でのタイ

- 1 タイが生じた場合、クリーン（0 ポイント）の数が多い者が勝者となる。まだタイが生じる場合、1 ポイントの数、2 ポイント、3 ポイントと考慮される。
- 2 依然としてタイが生じる場合、Q2 において良い成績を収めたライダーが優先される。

5. 26. 1 の追記

5. 26. 1 TDN&WTDN-FIMトライアル・デ・ナシオン/FIMウィメンズトライアル・デ・ナシオン

- 3 タイの場合、チームの全ライダーのスコアが適用される。：“クリーン”（0ポイント）の数が一番多いチームをウィナーとする。それでもまだタイが存在する場合、1ポイントの数、2ポイントの数、3ポイントの数の順が考慮される。
- 4 それでもまだタイが存在する場合、当該クラスの予選で最も良い順位となったチームが勝者となる。

~~5. 25. 3 競技終了時点でのタイ~~

- ~~1 FIM トライアル世界選手権に含まれる各カテゴリーの最終順位は、最も良い成績の回数によって決定される。それでもタイが生じる場合、それは最終戦の一つのリザルト、あるいは最終戦の2つのリザルト等を考慮する。~~

5. 27 賞

- 1 FIM トライアル世界選手権の各カテゴリーに関して、最低でも各日の上位3名のライダーに賞が与えられる：賞は FIM スポーツコードに明記されている選手権及びカップに与えられる。

5. 27の追記

5. 27 TDN&WTDN-FIMトライアル・デ・ナシオン/FIMウィメンズトライアル・デ・ナシオン

- 2 各メンバー及び協会に賞が与えられ、それは世界選手権及びインターナショナルトロフィーの最低上位3チームに与えられる。賞は FIM スポーツコードに明記されている選手権に与えられる。

5. 28 競技結果に対するポイント

- 1 各 FIM トライアル世界選手権で最終順位15位以内のライダーには、下記ポイントスケールに基づいたポイントが割り当てられる：

1位	20ポイント	6位	10ポイント	11位	5ポイント
2位	17ポイント	7位	9ポイント	12位	4ポイント
3位	15ポイント	8位	8ポイント	13位	3ポイント
4位	13ポイント	9位	7ポイント	14位	2ポイント
5位	11ポイント	10位	6ポイント	15位	1ポイント

5. 29 最終選手権順位

- 1 各大会の競技結果は、ライダー及び~~マニファクチャラー~~の最終選手権順位のために設定される。
- 2 クオリフィケーション2で獲得した選手権ポイントが各大会のライダーのポイントの後に加算される。
- 3 与えられたポイントの合算が最終順位に考慮される。
- 4 最も高得点のライダーが勝者とされ、以下続く。

5. 29の追記

5. 29 FIM マニファクチャラートライアル世界選手権

- 5 マニファクチャラーを代表する TrialGP 及び Trial2 ライダーで、各大会の当該カテゴリーにおいて最も良い成績を得たライダーに対し事項 5.27 に基づくポイントが付けられる。
- 6 これらのポイントに加え、クオリフィケーション中と同一ライダーによって得られた選手権ポイントが加算される。これらすべてが各大会のポイントを構成する。
- 7 各大会のポイントを合算したものが最終的な選手権ポイントを構成する。
- 8 最も高得点を得たマニファクチャラーが勝者となり、以下続く。

5. 29. 1 選手権終了時点でのタイ

- 1 FIM トライアル世界選手権または FIM トライアルプライズに含まれる各カテゴリーの最終順位でタイが発生した場合、競技会中の最も良い成績の回数によって決定される。
- 2 それでもタイが生じる場合、それは最終戦の一つのリザルト、あるいは最終戦の当該クラスにおける最もよい成績、2 番目の成績等。

5. 29. 1 の追記

5. 29. 1 FIM マニファクチャラートライアル世界選手権

- 3 FIM マニファクチャラートライアル世界選手権の最終順位でタイが生じた場合、最も良い成績を考慮して決定される。マニファクチャラーは、全クラス(TrialGP及び Trial 2) の 2 名のライダーの最も良い成績を合算して決定される。
- 4 それでもタイが生じる場合、それは最終戦の Trial GP のリザルト、以降 Trial 2 の成績。2 番目の成績等。

5. 30 表彰式および一般向けインタビュー

- 1 表彰式は、最後のライダーが到着してから 15 分以内に行われる。上位 3 位に入ったライダーと、競技監督が招待したその他のライダーが、表彰式の直後に行われる場合、短い一般向けインタビューに出席する。
- 2 表彰式または記者会見に参加するライダーは、事項 2.10「ライダーの行動及び援助」を順守しなければならない。違反した場合、事項 5.20 に明記された金銭ペナルティーの対象となる。
- 3 表彰式に関係する全ライダーは、指定されたエリアに表彰式の 5 分前またはプロモーターの指示により集合しなければならない。指名を呼ばれた後に表彰台に上る。ライダーが欠席または遅刻した場合、事項 5.20 金銭的ペナルティーに準拠したペナルティーが科される場合がある。

5. 30 の追記

5. 30 TDN&WTDN-FIM トライアル・デ・ナシオン/FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン

- 4 表彰式は、最終チームが到着してから 15 分以内に行われる。上位 3 位に入ったライダーと、競技監督が招待したその他のチームが、表彰式の直後に行われる場合、短い一般向けインタビューに出席しなければならない。
- 5 上位 3 チームの内の 1 チームが競技監督への事前承認無しに表彰式典、または記者会見欠席あるいは遅れた場合、事項 5.20 に明記された金銭ペナルティーが科される。

5. 31 抗議及び控訴

- 1 抗議は、FIM規律および裁定規則、および大会特別規則に基づいて提出される。660 ユーロまたは地元の通貨（交換可能な）で同額が添えて提出されるが、抗議が正当だと証明された場合には返却される。
- 2 抗議は、競技監督及び FIM レースディレクターが署名したリザルトが公表されてから30分以内に提出されなくてはならない。
- 3 ライダー、チームまたはエントリーしたモーターサイクルの資格に関する抗議は大会の最初のライダーがスタートする前に提出されなければならない。
- 4 レースディレクションの裁定に対する上訴は FIM スチュワードパネル に提出される。この上訴には 660 ユーロ及び書面でレースディレクションの裁定が通告されてから 30 分以内に行われなければならない。
- 5 FIM スチュワードパネルの裁定に対する控訴は、CDI（国際規律法廷）に提出される。この控訴は FIM スチュワードの決定通告後 5 日以内に行われなければならない。（保証金は 1320 ユーロ）

大会特別規則

- FIM トライアル世界選手権 (TrialGP/Trial2)
- FIM ウィメンズトライアル世界選手権(TrialGP Women/Trial2 Women)
- FIM トライアル世界選手権 125 cc(Trial 125)
- FIM トライアル・デ・ナシオン/FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン

公示

_____クラブ及び選手権プロモーターである Sport 7 は_____協会を代表し、上記で選択した選手権を開催する。

大会は FIM スポーツコード及び関連規定並びに FIM コード及び規定に準拠して開催される。本大会特別規則並びに最終指導要綱はレースディレクション及び FIM スチュワードパネルにより承認されている。

大会は _____ 月 _____ 日に _____ (会場名/国名) で開催される。

IMN: _____

会場アクセス

至近空港: _____ 距離 (Km): _____

高速: _____ 出口: _____

国道: _____

至近の町: _____ 距離 (Km): _____

選手権プロモーター:

名称: Sport 7

所在地: 3 The Old Court House – Tenterden Street – Bury – BL9 0AL – UK

電話番号: +44 161 705 2280

e-mail: office@trialgp.com

web site: www.trialgp.com

地元主催者

名称: _____

所在地: _____

電話番号: _____

e-mail: _____

web site: _____

宿泊サービス

所在地: _____

電話番号: _____

e-mail: _____

1. エントリー

個人及びチームエントリーは公式エントリーシステム www.trialgp-registration.com を使用して行われなければならない。

全ての個人エントリーは大会の 15 日前までに受領されていなければならない。
____ 月 ____ 日まで

全てのチームエントリーは大会の 30 日前までに受領されていなければならない。
____ 月 ____ 日まで

2. 受付及び車検

本大会はクローズドサーキットにて開催される: ハイ イイエ

受付及び車検は FIM トライアル規則及びタイムテーブルに準拠して行われる。

2 日間に亘る競技会の場合、第 2 車検が各ライダーのスタート前に行われる。

受付において、クローズドサーキットで大会が開催される場合を除き、全ライダーは車両情報を含む全ての受付書類を提出しなければならない。ライダーはトライアル規則事項 2.2「エントリーの受理」に準拠し書類に署名しなければならない。

~~3. スタート順~~

~~予選におけるスタート順は各クラス抽選で決定される。~~

~~競技におけるスタート順は各ライダーの予選結果による。~~

~~スタート時間はタイムテーブルに明記される。(大会特別規則に付録)~~

3. コース及び時間

コースは、15 セクション×2 ラップとする。

選手権名称： _____

コース： コースの全長 _____ km

その他選手権名称： _____

コース： コースの全長 _____ km

4. パドック/プラクティス

パドック/プラクティスのオープン時間は大会のタイムテーブルによる。(大会特別規則に付録)

5. 大会本部及びミーティング

大会の公式本部は Sport 7 本部とする。

ミーティングの開催時間はタイムテーブルに明記される。(大会特別規則に付録)

6. タイムテーブル

大会のタイムテーブルは本大会特別規則に付録される。このタイムテーブルは大会の 7 日前まで変更される場合がある。最新のタイムテーブルは www.trialgp-noticeboard.com に掲示される。

7. 追加の情報

- 大会以外のトライアルプロモーション・活動がある。
- 本大会特別規則に所在地及び費用を含んだ宿泊情報が含まれる。
- 大会会場への主要アクセス道路地図及びパドック位置詳細図が含まれる。

8. オフィシャル

FIM チーフスチュワード _____ FIM ライセンス _____

FMNR スチュワード _____ FIM ライセンス _____

FIM レースディレクター _____ FIM ライセンス _____

FMNR 競技監督 _____ FIM ライセンス _____

FIM スーパーライセンス _____

FIM CTRS _____ FIM ライセンス _____

FIM ウィメン CTRS _____ FIM ライセンス _____

FIM テクニカル代表 _____ FIM ライセンス _____
FMNR 車検長 _____ FIM ライセンス _____
環境スチュワード _____ FIM ライセンス _____

タイムスケジュール例

タイムテーブル例1：ヨーロッパにおける大会

1日に予定されているタイムテーブルは大会の7日前までに変更となる場合がある。
最新のタイムテーブルは www.trialgp-noticeboard.com に掲示される。

本曜日	16:00	*Trial GP プレミーティング
金曜日	09:00-11:00	パドックA解放
	11:00-15:00	パドックB解放
	14:00-15:00	ライダーズフリーフィング
	15:00	ライダーセクション下見 開始
	16:00	*Trial GP ミーティング 1
	17:00	***チーフオブザバーフリーフィング
土曜日	08:00-08:30	受付及び車検： Trial 125
	08:30-10:00	Trial 2
	10:00-11:00	Trial GP
	11:00	ライダーセクション下見 終了
	11:00-13:00	プラクティス/予選のためのオープンプラクティス
	12:00	***チーフオブザバーフリーフィング
	15:00-16:30	予選
	表彰式直後	*Trial GP ミーティング 2
日曜日	08:00	ウォームアップ
	09:00	トライアルスタート
		(第1ラップ2時間30分、休憩20分、第2ラップ2時間30分)
	15:00-15:30	レースディレクション オープンドア
	15:45	表彰式
	表彰式直後	*Trial GP ミーティング 3

* Trial GP プレミーティングは、プロモーター、地元オガナイザー、FIM、オフィシャルによるミーティングとする。ライダー及びチームは招聘された場合にのみ参加。

*** チーフオブザバーフリーフィングは、チーフオブザバー、プロモーター、地元オガナイザー、FIM、オフィシャルが参加する。

— その他活動：適切な時間に追加される。—

タイムテーブル例：ヨーロッパ以外における大会

水曜日	16:00	*Trial GP プレミーティング
本曜日	09:00-11:00	パドックA解放
	11:00-15:00	パドックB解放
	12:00-13:00	ライダーズフリーフィング
	13:00-15:00	非公式プラクティス
	15:00	ライダーセクション下見 開始
	16:00	*Trial GP ミーティング 1
金曜日	09:00-09:30	受付及び車検： Trial 125
	09:30-10:30	Trial 2
	10:30-11:00	Trial GP
	11:00	ライダーセクション下見 終了
	11:00-13:00	プラクティス/予選のためのオープンプラクティス
	12:00	***チーフオブザーバーフリーフィング
	15:00-16:30	予選
	表彰式直後	*Trial GP ミーティング 2
土曜日	08:00	ウォームアップ
	09:00	トライアルスタート
		(第1ラップ2時間30分、休憩20分、第2ラップ2時間30分)
	15:00-15:30	レースディレクション オープンドア
	15:45	表彰式
	表彰式直後	*Trial GP ミーティング 3
日曜日	08:00	ウォームアップ
	09:00	トライアルスタート
		(第1ラップ2時間30分、休憩20分、第2ラップ2時間30分)
	15:00-15:30	レースディレクション オープンドア
	15:45	表彰式
	表彰式直後	*Trial GP ミーティング 3

- * Trial GP プレミーティングは、プロモーター、地元オーガナイザー、FIM、オフィシャルによるミーティングとする。ライダー及びチームは招聘された場合にのみ参加。
- ** チーフオブザーバーフリーフィングは、チーフオブザーバー、プロモーター、地元オーガナイザー、FIM、オフィシャルが参加する。

— その他活動：適切な時間に追加される。